

シンポジウム 報告集

第2回 中小企業を元気に

～地域の活性化で企業も労働者も元気に～

**全労連、全商連
東京地評、東京土建
全労連・全国一般
JMITU、東商連**

◆ 2016年2月28日(日)

13時～17時30分

◆ けんせつプラザ東京5階

も く じ

【主催挨拶】

菊池 大輔（全商連副会長）	1
---------------	---

【記念講演】

岡田 知弘（京都大学大学院教授）	2
------------------	---

【シンポジスト】

遠藤 強（山形県商工団体連合会会長）	17
栗橋 宏（墨田区耐震補強進協議会事務局長）	20
鈴木 和幸（NPO法人すみださやかネット事務局長）	23
中村 重美（世田谷地区労働組合議長）	26
井上 久（全労連事務局長）	32
石渡 裕（中小企業家同友会全国協議会政策委員長）	36

【コーディネーター】

永山 利和（行財政総合研究所理事長）	39
--------------------	----

【閉会挨拶】

小田川 義和（全労連議長）	41
---------------	----

発刊にあたって

全労連・全商連・東京地評の呼びかけで、中小企業団体と労働組合が中小企業の振興と支援を議論しようと、2015年7月12日に循環型の地域経済・社会の実現にむけて「中小企業を元気に！」シンポジウムを開催しました。参加者からは引き続き開催してほしいとの要望が出され、継続的に開催する運びとなりました。

半年後の2016年2月28日に、東京土建、全労連・全国一般、JMITU、東商連も加わり「地域の活性化で企業も労働者も元気に」第2回のシンポジウムを開催しました。

第2回シンポジウムでは、司会を全労連の橋口紀塩事務局次長、開会あいさつに全商連の菊池大輔副会長、記念講演に岡田知弘京都大学大学院教授、シンポジウムでは、コーディネーターに永山利和行財政総合研究所理事長をむかえ、6人のシンポジストが各分野から報告し、閉会あいさつを全労連の小田川義和議長がおこない131人の参加がありました。

その後、4月14日・16日に熊本地震が発生し、地域における日常的なつながりの重要性が改めて浮き彫りになっています。中小企業を元気にして地域経済を再生させる運動の前進のために本報告集を活用して頂きますようお願い申し上げます。

2016年5月

中小企業を元気にシンポジウム実行委員会

主催者挨拶

地域経済、雇用を守るために今、必要なことはなにか 大いに展望の湧く討議をつくそう

全商連 副会長 菊池 大輔



日曜日のお忙しい中、ご参加いただき、ありがとうございます。

今日の集会のテーマは、「地域の活性化で、企業も労働者も元気に」となっております。このテーマは、なぜいまの社会がこんな状況になってしまったのかを考えることにもつながっていると思います。

街には低賃金であえぐ若者、病気でも病院にもかかれない人々、またすばらしい農地があっても、農業が継続できなくて高齢者任せ。地域では雇用を支えられない、事業の継続が難しい中小企業が溢れ、世界でここまで発達した社会でありながら、この25年間生活が良くならないどころか、悪くなる一方であります。

アメリカでは大統領選挙が行われようとしていますけれども、社会民主主義を唱えるバーニー・サンダース候補が「1%の金持ちが大半の富を握り、残りの国民99%が貧困化している。これはまちがっている」とはっきり述べ、希望の星となっております。

日本も同じ状況の中で、若者が社会の変革を行う、新たな願いを託せる政治を待っているのが現状ではないかと思えます。私たち民商の業者の仲間は「平和でこそ商売繁盛」で平和活動にも参加しながら、地域の経済、雇用にも大きな力を発揮していきたいと考えています。

小泉、安倍首相になってますますアメリカと同じ経済状況になってきております。このことは決して偶然ではありません。彼らは今の日本社会は高齢化が進み、モノが溢れていても消費が停滞し経済が縮小していく、だから世界に打って出なければ日本がつぶれるの論理で、大企業は賃上げができない、下請代金の値上もできな

い。そういう理屈で政策を図ってきています。しかし、モノを売るのは日本だけではなく、世界も同じようなモノをどんどん作っているわけです。

私が会長を務める埼玉県連では、学習会で慶應大学の金子勝さんをお呼びしたのですが、先生がこんなことを言っていました。今の日本の大企業のトップは、モノが売れなくても最高益を出せるシステムを持っている。どんな人でも経営者面してられる、こんな世界おかしい、ということ言っていました。

今や、どの大手も証券を出しています。本業ではもうからないので、利ザヤでみなさんの賃金、預金、国の予算を食べ物にして大きくなっているのが現状です。これでは世界の不況、株式で翻弄される日本になるのは当然です。

1年間の日本の税収は約50兆円あるわけですが、大企業はこの6倍以上の貯め込みを、持っているわけですから、それを吐き出させるような政治をするのが景気回復の糸口につながると思います。物が売れないからと、税金を目的もなく軍事産業につき込むことは、平和な社会には受け入れられない。これは明るい未来には、決してつながることではないと思います。

地域の経済、雇用を守るには、地域の中小企業、農業の健全な発展をベースに正当な収入、賃金を保障する社会がどうしても必要です。今日のシンポジウムをきっかけに、明るい希望を見だし、開眼していけるような中身になればと思います。

そして、私たちの社会に希望を見いだせる一番のきっかけは、選挙だと思えます。選挙で未来を切り開くためにも頑張っていきたい、こう思っています。よろしく願いいたします。

記念講演

「TPP に対抗する地域づくりと中小企業・労働者・自治体の役割」

京都大学 大学院教授 岡田 知弘



皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました岡田です。

先ほど橋口さんが言われましたように、このシンポジウムの第1回は昨年7月12日に開かれました。今回2回目となりますが、半年サイクルでやるこの種のシンポジウムというのは、ほんとうに珍しいのではないかと思います。

とはいえ、わずか半年ということなのですが、実はこの間に安保関連法案が強硬採決され、その直後に TPP の大筋合意がなると甘利氏が勝ち誇ったような顔で記者会見をしました。ところが年明けには彼は辞任する。その同じ日に、マイナス金利導入が発表されました。安倍政権は、それで支持率を落ちないようにしたんですけど、マイナス金利政策はまったく裏目になってしまって、よけいに経済混乱が大きくなってきている。非常に激動の半年でした。

これからどうするのか。参議院選挙、あるいは同日選挙の可能性もまだまだ言われている情勢のなかで、政治と経済をどうするのかということ、あらためてきちんと考えておく必要があるのではないかと思います。

とりわけ、私は TPP の問題について、まだまだ誤解がされているように感じています。最近、中小企業家や業者の集会で講演しても、農業だけの問題だと理解している人が圧倒的に多いわけです。今日の話のポイントのひとつは、この誤解を解いて、TPP は中手企業家や業者、労働者ひとりひとりの、自分たちの問題なんだと理解してもらうことにあります。TPP は、日本の人々の生活すべてを変えてしまおうという、とんでもない協定です。これを何とか批准させない。あるいはアメリカの反対運動と連携しな

がらストップさせていく。こういう取り組みをこの半年間ぜひ強める必要があると考えています。

と同時に、生活と地域を守るため、あるいはもっと積極的に地域をつくっていくための手段として、中小企業振興基本条例と公契約条例—これらは後半のシンポジウムでも出てくる取り組みですが—、これらをしっかりと作っていく。そしてそれを実質化していく。このことがとても必要になってきているのではないかと思います。そのような話を今日はしてみたいと思っております。

前回のシンポジウムの報告書に、今日の話と重なる部分もでてきますので、そこところは極力端折りながら、TPP の話と、先ほどの条例を活用してどういう地域をつくっていくのかというところに、重点を置いたものにしていきたいと思えます。

はじめに

～災害とグローバル化の時代、

誰が地域をつくり、支えていくのか～

(1) 大災害の時代に生きる

まず、この点はやはり避けて通れないことですが、東日本大震災から5年を迎えました。まだ多くの人々、とりわけ福島県の方々を中心に、10万人近くが避難生活を続けています。この間、昨年10月1日現在の国勢調査の速報が発表されました。それによると2010年から15年の間に、福島県総人口は前の5年間の変化率と比べてほぼ2倍の、マイナス6%近くの減少率を記録しました。浪江町や大熊町をはじめとす

る避難地域は100%減です。はたしていつになったら故郷に戻ってこれるのか、まったくわからない状況が続いています。

さらに、宮城県内でも女川町とか、あるいは南三陸町、山元町で、25%から40%近くの減少率を記録してしまっています。

岩手県では少し減少率は低いのですが、それでも、陸前高田市とか大槌町で、15%を超える人口減少率になってしまっているわけです。

こういう状況が、なぜ起こったのかということに関しては、前々から惨事便乗型の「創造的復興」に一因があったということ、強調してきたわけです。

そういうなかで、実は先々週も津波被災地のある町に行っていました。人口が大きく減ってしまってきている。これまで「創造的復興」ということで、ハード事業を優先した復興を進めてきたところ。政策を中心として進めてきたわけです。

その町から産業振興基本条例を作りたいという相談がありまして、これまで2回ほどお邪魔をしました。商工会、そして農協、漁協、中小企業家同友会の皆さんが、町役場と交渉しながら、いまこの条例を作らなければこの町で生きていくことができないのではないかと取り組みを強めているところです。

宮城県の南三陸町でもいま、中小企業の実態調査をしているようで、来年度中には産業振興基本条例あるいは中小企業振興基本条例を制定予定です。岩手県や宮城県では県レベルで条例ができ、公契約条例を岩手県は制定いたしました。災害現場だからこそ、自治体と地元の中小企業や農家協同組合との連携が、いかに大事であるかということが痛切に理解されてきているといえます。

そういうときに、自治体研究社から震災5年を記念して、『災害の時代に立ち向かう—自治体と中小企業者の役割』という本を出版予定です。この本では、災害が起きた後の危機の72時間、そして生存を続けるための次の1週間なり

1カ月、個々の被災現場のところで3.11被災地の中小企業の皆さんがどう立ち向かったのかということ、過去の記録やヒアリングを基にして書いています。

福島県の相双地区、浜通りの相馬、南相馬に、フレスコキクチさんという地元のスーパーであります。震災直後も、大型店やコンビニがシャッターを下ろすなかで、ここだけが店を開けていた。この結果としてやはり住民が喜んでくれた。お店を1つでも開けてくれたので生きていけるんだ、という声をお客さんがしてくれ従業員は感動したそうです。

あるいは、ガソリンスタンドを経営している人が、いったん30キロ圏外に逃げたわけですが、ガソリンがないので緊急車両も動けないということで、わざわざもう一度戻ってガソリンスタンドを開いて、手作業でガソリンを入れたそうです。30km圏内には外部のタンクローリーは入れませんので、その経営者が往復運転をしたそうです。そういうことで、被災地で緊急車両や生活するためのエネルギーが確保されるわけです。

あるいは屋根屋さんが戻ってきて、屋根の補修—やはり一部損壊の家も多いわけですが—をやってくれて大変ありがたかったというエピソードもあります。さまざまな職種が存在することで、人々は生きていける。いのちをつなぎ、そして家を何とか住める状況に落としていく、こういうことができたということが書かれています。

被災地では、同様のことがあちこちで展開されたと思います。これからこの東京でも首都直下地震—最近、岩波新書から新しく本が出ましたね—、あるいは南海トラフ地震、これは静岡から名古屋圏、大阪圏、そして四国、九州を襲います。おそらく東日本大震災よりもはるかに大きな被害が出ると予測されています。

そういうことに備えて、地元においてさまざまな職種の中小企業、業者、専門的な仕事ができる人が手段をもってここに存在しているとい

うこと、これがいかに大事であるかということ
を、あらためて私は考えておく必要があるの
ではないかと思うんです。

(2) 経済のグローバル化とTPP

もう1つは経済のグローバル化です。いまや
TPP まで来たわけでありましたが、そもそも
TPP というものをどう捉えたらいいのでしょ
うか。私は、地域というものを2通りで捉えて
いったほうがわかりやすいのではないかと、こ
れまで言ってまいりました。あくまでも一番大
事なのは「人間の生活の場」としての地域であ
る。今日も地域の活性化という言葉がメン
タイトルの1つであります。地域そのものは人
間なしには存在し得ない概念です。人間がそ
こに存在してはじめて地域が意味をもつわけ
です。それは必ず自然条件を伴っています。自然
条件があるからこそ産業の違いも出れば、災害
の出方も違う。ここをしっかりと知った上で、
地域と付き合いなければなりません。

そのなかで高齢化が進み、これから大量の団
塊世代が75歳以上の後期高齢者になります。
せいぜい平均半径500mの範囲で生活しなけれ
ばならない人が、圧倒的に多くなります。

ここで例え災害が起こったとしても、安全・
安心に生きていけるような地域をつくっておく
ことが必要な時代であるわけなのですが、今や
全国各地でさまざまな商店とか、サービス業者
とか、福祉・医療施設も消えてきています。交
通手段も消えていく。豊かになるのは多国籍企
業だけ、東京都心部だけということになります
と、圧倒的多くの地域、この東京都内も含めて、
住み続けることがとても難しい地域になってし
まうわけです。

これを、「グローバル企業が活動しやすい地
域」と言います。業務空間としての地域です。
東京をこういう空間としての「グローバル経済
圏」に特化していこうというのが、日本創成会
議の増田レポートの考え方なんです。

そうではなくて、主人公である人間が、多
国籍企業が本格化している時代においても、持
続的に生きていくためには、そこで仕事があり、
そして所得が満たされ、お互いに社会が形成さ
れていく必要がある。そこには助け合いの関
係があります。これをつくっていくためには、国
や地方自治体が積極的役割を果たす必要があ
ります。

(3) 誰のための日本、地域をつくるのか

一 経団連べったりの安倍内閣

多国籍企業の活動を規制し、あまりにも富が
偏在し過ぎているものを改め、これを再分配し
ていく。福祉を充実していく。あるいは災害に
備えた形で、耐震補強の工事をまち全体に計
画的に広げていく。防災に仕事広がるように、
地域の企業に優先発注していく。決してゼネ
コンにはもっていかない。こういう工夫をす
ることによって、それぞれの地域が生きてい
くことができるわけです。ところが、安倍政権
を支えているのは、日本経団連はじめとする
いわゆる多国籍企業集団です。

日本経団連は、多国籍企業の経済活動をし
やすく、かつ利益を最大化できる、収益力が
ために「グローバル国家」という「国のかたち」
を掲げてきました。そのために、政権与党に
多額の献金をしたり、政策決定に関わって
きました。政権は経団連の要求に忠実に従
って、それを実行してきている。こういう
ようなことになっているわけです。

例えば、消費税増税の代わりに法人税を
引き下げるといような形が典型的です。こ
ういう経済政策と併せて、憲法9条の改定
が決定的に必要なだということを、2005
年から公然と日本経団連は言っています。

それは、一方では集団的自衛権を合憲化
していくという軍事的側面があるわけですが、
経済的には武器の輸出が自由にできる。典
型的な武器メーカーが、東芝、日立、そし
て三菱重工で

す。すべてこれらは原子炉メーカーでもありません。安倍内閣は原発の輸出にこだわり、原発の安全性を主張するために原発再稼働を急いでやっつけと躍起です。川内原発から始まりまして、きわめつけの老朽炉、高浜原発まで再稼働を認めようとしています。高浜から京都市役所までせいぜい70km圏です。観光地の大原までが50km圏です。50km圏というのは福島でいえば飯館村あたりです。仮に事故が起きれば近畿の水がめである琵琶湖まですっぽりと被ばく圏になってしまう可能性があるわけです。

こうして武器とともに原発を輸出したい。また、原発事故後悪化している電力産業の経営を改善していく。とりわけ4月からの電力小売り自由化が怖いわけです。脱原発志向の市民が増えてきています。東京新聞、新潟日報の調査でも7割方の市民は原発忌避です。もしそれだけの人が電力会社以外の会社と契約したなら電力会社の経営はもちません。こういうなかで、電力会社として原子力発電所をどうするかということと、原子力産業にとっても将来の市場問題が存在している。これらが憲法9条問題と政治経済的には密接に絡んでいるわけです。

(4) 道州制導入論と「戦争ができる国」づくり

もうひとつ経団連が重視しているのが道州制導入であり、安倍首相も第1次内閣時代からその導入を画策してきました。道州制推進基本法は国会にも上程できていませんでしたが、今年に入り新しい動きが出てきています。民主党の新しい政策のなかでも選択的道州制を進めるべきだという方針が、維新の党との合併論議のなかで浮上してきました。そして、自民党の道州制推進本部も、この間、会議を開きまして、次の参議院選挙をめぐりまして、道州制の議論を本格化するという方針を確認しています。

道州制というのは県をなくして州という大くくりを作るだけでなく、市町村合併を再度行い、30万都市に再編成していくことを前提にし

ています。しかし、「平成の合併」への反発が強く、自治体合併という手法を積極的にとれないため、中核市を中心にした人口30万人規模の連携中枢都市圏づくりを、増田レポートを材料にして地方制度面及び国土形成計画面でも、地方創生政策の一環として進めているところです。

ここで注意すべきもう1つのポイントは、地方分権改革のなかで「二重行政は無駄」という言い方で「役割分担」論を前面にだしていることです。道州制政府は経済政策だけをやらばいい。基礎自治体にかんしては、住民に一番近い、医療、福祉、教育だけを担当すればいい。けれども、逆に言えば、外交、軍事、通商にかんしてはすべて中央政府が専権事項として担うと。

この「役割分担」論の問題は、いまの沖縄の辺野古問題に象徴されます。基礎自治体も広域自治体としての県も、基地問題に関しては口を出さず、これは中央政府の専権事項であるから粛々とすすめるという考え方を安倍政権はとっています。これを法制的に明確にしたいわけです。だとすれば、明文改憲というのが必然的に最終目標となります。

安保関連法案だけでは「戦争ができる国」にはならないのです。戦争を遂行するためには地方自治権に制約を加える必要があります。そのために明治憲法下と同じように、国の命令下で動く広域自治体や基礎自治体に作り直す必要があるということなのです。

アメリカとの関係でいきますと、これは民主党政権時代の前原元外務大臣が前から言ってきたように日米同盟強化の経済的担保としてTPPを推進するという考え方があるわけです。日米同盟をすすめるための経済的な保障措置、言い換えれば人質なんですね。こういうようなものとしてTPPが押さえられていることも知っておく必要があります。

(5) 安倍流「富国強兵国家」に対抗する道

以上のような状況のなかで、第2次安倍内閣

は「富国強兵国家」を作ろうとしているわけです。けれども、今の日本には、多国籍企業によって作られている地域経済はどこにもありません。東京でさえそうです。圧倒的に中小企業が担い、そこで働いている人、その家族が多数派であります。日本全国で7割平均ですが、地方に行きますと90%以上が中小企業や小規模企業で働いています。

先日、島根県で中小企業・小規模企業振興条例ができたということで、その制定記念のシンポジウムがありました。島根県では企業の99.9%が小規模企業だというふうに県庁の方が言うておりましたけれども、県民の90%以上がそこで働いているわけです。

このように、個々の地域は、どこを見ても、生活を支えているのは、多国籍企業ではなくて中小企業であり、小規模企業—これはだいたい5人未満の企業体を指しています。民商さんの会員さんの多くがそこに入ってくるわけです。こういう小規模企業はそう簡単には拠点を海外に移しません。

ところが、今回、シャープが台湾企業に売却されたように、特に自動車とかIT、家電系といった金属加工系産業の大企業は簡単に海外に拠点を移してしまうわけです。大企業とはいえ、そこが持続的に地域経済を支えていく保証はどこにもない。こういうなかで、足元で現に地域経済や人々の暮らしを支えているのは、繰り返しますが、中小企業であるし、小規模企業です。そして、農家や協同組合、NPO法人、そして地方自治体も、拠点を海外に移すことはありません。

それらの投資主体が、毎年、毎年、一定の投資を必ずしています。その投資をしっかりと繰り返し、とりわけ地域のそれぞれの経済主体が元気になるように、地域内取引を増やしていく。これを地域内経済循環と言います。このような取り組みをすることで地域経済全体が潤い、そして、人々の生活が豊かになり、人口が増えていくようになる。少数の一企業だけが豊かになったとしてもだめなんですね。

こういうようなことを考えることが、急務になっています。そういうことを自覚した自治体から、中小企業振興基本条例が制定されてきています。昨年末時点で185自治体が制定しています。島根県は12月末に議会で可決しました。おそらくこの3月までにまた増えます。そういう形で増えてきていますが、特に3.11以降に、100以上の自治体で制定されています。中小企業、小規模企業の防災面、減災面での重要性を意識した条例が増えてきているということです。

I なぜ、TPP が登場したのか

(1) TPP (Trans-Pacific Partnership : 環太平洋連携協定) とは何か

そういう新しい情勢のなかで TPP というものが登場したわけです。TPP がどういうものであるかを、あらためて基本的なところからお話をしていきたいと思います。

まず、TPP というのは現に存在しているということです。P4 という、2006年にシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、4カ国が結んだ TPP 協定があります。例外なき関税撤廃 FTA (自由貿易協定) とも呼ばれています。もともと GATT 協定に規定されている FTA のひとつです。通常の FTA は例外品目を認めていました。ところが、この P4 は例外品目を認めていないのです。なぜ認めなかったのかというと、加盟国の地理関係をみればわかります。ほとんど競合品目がないわけです。競合品目がないから、すべての商品をお互いに相互扶助的に開放しようという協定になっているわけです。

ここに注目したのがオバマ大統領だったんですね。オバマ氏は Change というスローガンを掲げてアメリカで初めての黒人大統領になったわけですが、その後支持率が急降下しました。その最大の要因が経済的な問題、雇用問題だと

言われました。

(2) TPP 論議登場の政治経済的背景

そこで、彼は、2010年の1月の大統領一般教書演説において、国家輸出イニシアティブという計画を発表いたしました。向こう5年間に輸出を倍増して、雇用を200万人増加させる。そのためにTPPに入る必要があるということを行ったわけです。

ここで重要なことは、その「輸出」のなかに商品だけでなく、サービスも入っている点です。商品の輸出だけでは、2倍に拡大する余地はありません。ところが、アメリカ政府は、金融サービス、医療サービス、弁護士、高等教育等の専門サービスは輸出余力があると考えているわけですね。ここを何とか輸出をしたい。

でも、サービス領域は各国の法律あるいは自治体の条例によって規制が激しい。そう簡単にアメリカのルール通りには参入できない。したがって、サービスの貿易を拡大するためには規制撤廃、つまり制度改革こそが問題になってくるわけです。

そして、2010年3月にP4を母体にしながら、アメリカをはじめとする9か国が参加して交渉を開始します。日本は初めから入っていませんでした。これは、後に関係者がしゃべっているのですが、初めから日本を入れると、お米をはじめとするナイブなものがいっぱいあるということで、交渉が最初から躓いてしまう可能性が高い。したがって、大筋の原則だけをはじめに決めてしまう。そこで後ほど日本に対してこれをのむかどうかということを求める。イエスカノーを迫る交渉戦略をとったと言われているわけです。

そういうことを推進するために動いた組織があります。当時、中国がどんどん経済を拡大して、ASEAN プラス日中韓構想という通商圏を提唱していました。このままでいくとアジア太平洋圏の市場を制覇する可能性があるのではな

いか。ここに危機感を覚えたのが、「TPPのためのアメリカ企業連合」でした。

アメリカというのは日本経団連のような財界団体はありません。問題ごとにロビイスト団体を作りますが、そのうちの1つです。そこにはアグリビジネス、そして軍事、電機、IT、通信、金融、製薬など、108の大企業や団体が入っており、ここがTPPに参加しろとオバマ政権を動かしているわけです。注意してほしいのは、このなかには日系の多国籍企業も入っているのです。たとえば日本の薬品メーカーの現地法人もこのなかに入っています。つまりマスコミがよく描いているように、TPPはアメリカ対日本という国同士の国益の対抗ではありません。たとえば日本企業の現地法人は、アメリカで薬が認められたらそれをすぐに日本でも売りたいわけです。だとすれば、治験等を省くなど手続きを簡略化するという外圧を掛ければいいという論理です。多国籍企業が各国政府に働きかけてお互いに市場開放するように制度改革を迫るという構図です。つまり全体として多国籍企業の利益が貫徹をしていくように国を動かす。そこで犠牲になるのは国民の利益です。「国民益」と「国益」はまったく違うということです。この点を理解しなければなりません。

さらに、もともと日本を入れなければ、アメリカにとって意味がありませんでした。というのも、TPP交渉参加、12カ国のGDPシェアをみると、アメリカ67%に対して、日本を除くとオーストラリアが次に続くのですが、そのシェアはわずか4%です。日本が入らなければ輸出が倍増するはずはないわけです。したがって初めからターゲットは決められていたといえます。

(3) 東日本大震災による TPP・消費税導入論議のトン挫と財界の圧力

そこで、2010年の菅民主党政権時代にTPPに参加していくことが突然表明される。菅内閣は、財界の成長戦略を丸のみした形で戦略転換

を図り、先ほどの前原氏のような「安保体制の経済的担保としての TPP」という発言まで飛び出す。翌年5月までに決定するという途上、東日本大震災が起こるわけです。

このとき当時の米倉経団連会長や竹中平蔵氏あたりが、震災復興論のなかでいずれも TPP の議論を先送りしてはいけない、むしろ TPP を先取りした復興政策が必要だということで、外資系企業に開かれた復興政策を推進すべきだと主張します。実際、その後の「創造的復興」のなかで、「復興特区」をつくり、農業にかんしても IBM とか、日本 GE が参加できるような仕組みを作ってしまったわけです。

こうして次の野田内閣の下で、2011年11月に交渉開始を表明します。そして、消費税増税と社会保障の一体改革の推進を野田政権の下で明確化したのですが、総選挙で安倍自民党に負けるわけです。

2012年の総選挙で、「TPP 絶対反対」というポスターまで作った安倍自民党でしたが、首相の座につくと、大きくその態度を変えてしまうわけです。今国会において、安倍首相は「TPP 反対と言ったことはない」と大嘘を公言しています。しかし、当時の約束の証文としてレジюмеに、自民党の「TPP 交渉参加の判断基準」という文書を張り付けておきました。そこでは、例えば、政府が聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加に反対する。自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標を受け入れない。国民皆保険制度を守る。食の安全・安心の基準を守る。国の主権を損なうような ISD 条項は合意しない。政府調達、金融サービス等、わが国の特性を踏まえるとしていたにもかかわらず、協定案をみるとほとんど全てないがしろにされています。

同じ内容での国会決議も衆議院、参議院の農林水産委員会であげられており、これも資料に乗せておきました。それでも安倍政権は、強引に日米協議から始めて、各国協議を経て、高い授業料を払ったうえで2013年7月から交渉に

正式参加することになりました。

TPP に後から参加するとき、たいへんひどいルールでありますけれども、交渉参加国一つひとつと個別交渉をします。それぞれの国が出してくる条件をクリアしたら全体オーケーですよという仕組みになっているわけです。アメリカとの交渉では、日本側が BSE 対策で厳しくした食肉輸入規制を撤廃することを求めてきたので、即座に撤廃しました。そこで交渉参加が認められたわけです。ここでも、国民の健康、いのちよりも多国籍企業の利益を最優先するということが、明々白々たる方向として現れています。

(4) TPP 「大筋合意」と今後の見通し

結局、13年7月から交渉に正式に参加し、2015年10月5日の大筋合意まで、交渉自体は長引きました。最後のアトランタでの協議も延長されて、実はマレーシアの代表あたりは帰っていたんですね。ところが、同行した新聞記者によりますと、甘利氏が日本の朝刊の締め切り間際に急きょ記者を集めて、「どうやら大筋合意のめどがついた」と、中身を一切語らず、それだけをリークしたそうです。それで、翌朝の日本の新聞やテレビでは、ほとんど「TPP 大筋合意へ」という大見出しが踊りました。TPP 協定の内容がほぼ固まったかのように言われておりますが、実際にはこの時点では協定文がまだ固まっていませんでした。

その後、1カ月かけて協定正文を作っていく作業が行われ、11月4日、事務局であるニュージーランド政府が、ようやく正式の協定案を発表することになりました。けれども、何と、日本語の正文はありませんでした。英語、フランス語、スペイン語はあるけれども、日本語はなかった。もともと条約を結ぶ際には必ず条約締結国は母国語で正文をつくります。でない、国が何を約束したかが国民もわからないし、いい加減な訳だと国家間で何を約束したかが明確

にならず、あとで紛争がおきてしまいます。

そういう異常な状況のなかで批准をしようとして、安倍内閣はいま突っ走っているわけです。しかも、11月の段階では、日本政府は100頁近くの概要版を出すだけでありました。実際の文章は英文で正文1,000頁、そして付属文書が5,000頁になります。それもすべての協定文書なのかどうかはわかりません。というのは、この交渉は秘密交渉ルールで、協定が締結発効して4年間は交渉時のテキストは一切公表してはならないというとんでもない約束をしているのです。

そのなかで国民や野党が条約の全内容の日本語翻訳を公表すべきだと政府に迫り、ようやく今年の1月7日に「暫定仮訳」という、こういう四文字熟語を作りまして、政府のホームページに発表しました。

けれども、これはあくまで仮訳であり、日本語正文ではありません。つまり日本語の正文条約案が出てこないということなんです。

こういうような事態からわかるように、TPPは初めから従属条約であり、国家主権を失ったひどい状態のなかでの批准しようとしているのです。

今後、各国議会で批准作業に入りますが、2年以内に全加盟国が批准した場合、通告から60日後に発効するという基本ルールになっています。

大手新聞は、4月ぐらいからでもすぐに発効するかなのような書き方で、TPP対策を急げというふうな言い方をしています。まったく状況は違います。批准をする前に、条約は一体何を決めたのかを国民に対して政府は明らかにしなければなりません。特に日米間とか、日本・カナダ間とか、二国間協議で決められた内容がほとんど未公開です。こちらのほうが実は怖いわけです。こういう二国間協議の内容も含めて、国民生活への影響をしっかりと精査した上で、条約を批准すべきかどうかを国会でまず議論すべきなんです。

だから、地方議員の皆さんには、各地方議会

のところで拙速に批准をするなという意見書を採択し、これを政府に集中していく必要があると思います。

ここで注意しなければならないのは、全加盟国がオーケーする必要ないという条項が、第30章に入っていました。これも、ひどいものです。甘利氏が主張して入れ込んだと言われています。全加盟国の批准がなくとも、TPP域内GDPで85%を占める、少なくとも6カ国以上が批准すれば、2年の経過後60日後に発効するという規定が入りました。

つまり、反対する国も出てくるかもしれない。けれども、GDPで85%というのは、日本とアメリカと、あと仲間の4カ国を引き込めば、残りの6カ国が反対しようとも発効するという、とんでもないルールです。WTOでも国連でも1国1票方式です。ところが、TPPでは明らかに株主総会方式、大国主義をもち込んだわけです。

ところが事は簡単にすすみません。いま、たたかわれているアメリカ大統領選挙、面白くなってきましたね。いま残っている民主党、共和党のどの候補も、TPP協定案反対を表明しています。こういうなかでアメリカでの議会批准も遅れることが確実になっていますし、可決される可能性が高くない。日本では、政府が3月に批准案とTPP関連対策法案を閣議決定して、4月から審議に入ると言っています。これをそんなに急ぐ必要はない情勢です。まずは何が取り決められているか、甘利氏を引っ張り出してしっかりと審議をしていくということが、優先されるべきではないかと思います。

Ⅱ TPPは、何を取り決めようとしているのか

(1) TPP問題は、農業だけの問題ではない

TPPは何を取り決めているのか。TPPは農業の問題だということを、いまも強調しているマスコミが多いわけですが、そんなこと

ではありません。TPP のなかで 24 パネルが立ち上がっています。これが①で書いております。農産物にかんしてはそのうちの 1 つにしかすぎません。それ以外のサービス、あるいは投資、労働、そして、政府調達、このなかに地方自治体や第三セクターも入ってまいります。知的財産権等々があるわけでありまして。

実はアメリカのところでは、TPP の協定が大筋合意されたことから、為替管理にかかわって、TPP のなかに盛り込むべきだということを強く主張するグループが現れてまいりました。トランプ氏もその考え方に近いようでありまして。つまり、アベノミクスはまさにそうでありまして、円安誘導をしていると。こういう為替政策の自主権があるから、アメリカが不当な不利益をこうむっているんだというようなことで、これも TPP 交渉のなかに入れるべきだということを言っていたわけですが、これもやっってしまうとギリシャのような形になってしまいます。ギリシャがなぜああいう危機になったかといいますと、実はギリシャにはいま為替管理権がないんですね。EU のところに移してしまったために、強いドイツが独り勝ちしてしまうことが起こってしまうわけです。国家主権のなかで為替管理権、きわめて重要なのであります。これまで奪ってしまおうというのが、1 番の右の考え方なんですね。多国籍企業の経済活動をそういう形で保障していこうというわけでありまして。

さて、このなかで P4 の本部になって新たに追加された項目が 2 つあるんです。何かといいますと、サービス、金融と、投資の項目なんです。ここに拡大 TPP の本質があるのではないかなと思うんですね。金融資本、金融・保険関係、そして投資の自由、これを保障させていくと。こういうようなことでありますが、もう 1 つの特徴が、多国間協定とともに、日米間、日加間というような、二国間協定を並行して行う。

ここ注意しておいてください。TPP は流れる可能性が高まってきています。再協議でまた長

引く可能性が高まっています。けれども、日米間二国間協定はほぼまとまっているという状況だと考えられます。つまり日米 FTA というものがコアとして残ってしまう可能性大なんです。これにかんしても十二分に注意をしておくことが必要ではないかというふうなことであります。

そして、先ほどの秘密交渉ルールがなぜとられたかといいますと、この間、事前に交渉内容、協定内容が漏れてしまって、途上国とか NGO からとんでもない批判を受けて、反対行動が広がってしまって、流れてしまった経験がいくつもあるんです。ということで、その内容にかんしてはできるだけ秘密を保持すると。4 年間といいますのは、実は経過措置がある。後で言いますけれども、こいつも盛り込まれました。何年後に見直し、3 年後と 7 年後、経過措置の内容が左右されてはいけないということが、どうやら配慮されている一つの理由ではないかと考えられます。

(2) 多国籍企業の資本蓄積欲求に対応した、 いっそうの「グローバル化」を求める

さて、そういうところで、多国籍企業が重視してきた投資の分野、今回の投資の分野で非常に重要なのは、中小企業振興基本条例、公契約条例ときわめて深い関係があります。ローカルコンテンツ規定を入れてはならないという約束が盛り込まれました。ローカルコンテンツというのは、企業に対して地域貢献や地域内調達を義務付けたり、誘導したりする法律や条例の規定です。実はアメリカにもローカルコンテンツ法は現にあるわけです。これが多国籍企業にとっては、邪魔でしょうがないわけです。これを撤廃したい。日本においてもそういう地域貢献を求めている条例が増えてきています。こういう条項を撤廃して、自由に経済活動できるようにしたい。

そこで、ISD という投資家対国家の紛争解決という条項まで入れます。つまり、TPP の考え

方に沿っていない法律や条例にかんしては、投資家や多国籍企業は、それが不当だということで、国際法廷—ここでは国際紛争処理パネルで3人制です—ここに訴えることができるという仕組みです。

これまでアメリカはこのISDを大活用してまいりました。アメリカでは企業も国も負けたことがない、勝つか引き分けだという結果が出ているわけです。

たとえばこういう事例があります。カナダ政府がアメリカのガソリン添加物製造会社のエチル社が製造したガソリン添加物の輸入を禁止する措置をとろうとしました。発がん性物質があるというふうに言われたからです。これが国際法廷に訴えられまして、エチル社が勝ってしまうわけです。そこでカナダ政府は巨額の賠償金とともにこの法令を廃止してしまいました。ここでも国民の健康よりも1社の経済的利益が優先されることになってしまいました。こういう法的な基盤ができてしまうということを意味しているわけです。

にもかかわらず、甘利さんは、このISDにかんして、先ほどの自民党の公約にかかわらず、どんどん交渉で主張したということです。大筋合意の記者会見でも自慢顔で言ったんです。「ISDを盛り込んだ」って。これをするによって、たとえば原発輸出、インフラ輸出といった長期投資をしても、途中で契約破棄だということで損をすることを防いだということで、勝ち取りましたというふうに自慢げに言うわけです。

私はかなり背後に大きな利権があるために、そういう積極的な交渉活動をしたのではないかと考えています。この点はぜひ国会で追及してほしい点です。しかも、甘利さんは外国企業が国内に入ってきて同じことをやることにかんしては、まずは心配ないと言ったんです。でも、その後の政府のTPP関連対策を見ると、農業対策、中小企業対策と並んでISDに対する応訴体制を強めていくとしています。しかし、対策

を講じるということは、すべてTPPを結ぶと大きな被害がでてくるからだと認識しているからです。何も心配なかったら対策を講じる必要はありませんよね。

おそらく今後、ISD絡みで、中小企業振興基本条例と関係するのですが、地方自治体に対してもローカルコンテンツ的な内容を盛り込んだ条項は危ないからやめたほうがいいといった指示が国から出る可能性が大了。というのは、韓国とアメリカが米韓FTAを締結するときに、韓国政府は、アメリカ側の応訴、ISDへの訴訟を心配しまして、大型店の立地規制を定めた法律とか、あるいはソウル市の条例が改廃されてしまいました。こういうようなことも起こり得るということです。

労働分野にかんしてももっとひどい話があります。米倉経団連会長が、2010年11月8日の記者会見で、「日本に忠誠を誓う外国からの移住者をどんどん奨励すべきだと述べ、人材の移動が自由化されるTPPへの日本の参加をあらためて促した」という述べた記事があります。

経団連がねらっていることは、食糧、農業の自由化問題じゃないんです。安い労働力が欲しいということを正直に語っている。実際に、入国管理計画が昨年9月に見直しされました。労働力が不足している医療・福祉と建設労働、ここで規制緩和していきべきだということが盛り込まれてきています。

さらに、労働分野における協定内容でいきますと、ILO条約のなかで日本政府が批准していない条項がいくつもあります。公契約関係もそうであります。こういうものが温存したままなんです。そういうことをやりながら、甘利さんは大筋合意の際に、単純労働の輸入にかんしては「義務」として書き込ませなかった、これは勝利だというふうに言いました。

私はこう読みます。義務では確かにないかもしれないけれども、「選択的に輸入できますよ」という意味だと。そういうことがあって、先ほど入国管理政策の変換があるわけですね。こう

というような形で政府発表文書を読むべきではないかと思えます。

さらに、アメリカの通商代表部にカトラーさんという女性の交渉官がいます。彼女が2011年12月4日に記者に答えていることであります。「カトラー氏はすでに工業分野などでの日本の関税率はきわめて低い水準にあるとし、米企業が直面しているのは非関税障壁だとした」。つまり最大の焦点は関税撤廃ではなく、非関税障壁にあると当初から明言しているわけです。これがTPPのルールに関わる規制緩和、あるいはそれに先行する「国家戦略特区」のところを狙われていることです。

つまり、米国の対日要望事項では、金融、農業、医療をはじめとして、広範囲な規制改革を求めている。そして、共済とか保険制度、これにかんしても、国民皆保険制度は廃止するということは書き込まなかったということで甘利さんは言っていました。でも片方で、混合診療を拡大していくということを国家戦略特区で進めていますよね。つまり、当分は自由診療とこの保険診療を並行していく。だんだん自由診療を外国の医師、そして営利法人を入れていく。営利追求の病院がアメリカではありますので、これを拡大しながら国民皆保険制度を切り崩していくとか、空洞化していく。おそらくそういう方向にいま走ってきているのではないかと考えられます。

Ⅲ TPP 協定案の内容と問題点

(1) 関税撤廃

次に、TPP協定の内容と問題について見ていきたいと思います。まず、関税撤廃です。政府自らが勝手に聖域5品目という言い方をしましたが、この5品目に関しては、何も守っていません。米についても8万トン弱の特別輸入枠を認めました。関税は期限付きで残りますが、発効して7年後に見直し交渉をすることになっ

ています。牛・豚の肉については関税の大幅引き下げを約束してしまっています。

しかも原産地表示をなくしていくという方向にどうやらなりそうです。食品安全という担保ができなくなってしまう。そして、5品目以外のほとんどの農産物も即時あるいは将来的に関税が撤廃される一方、自動車にかんしても大きな譲歩をしました。トラック関係でいきますと、完成車は事実上30年後に関税撤廃ということになっています。先に日本がカードを早く切り過ぎて、交渉に負けてしまったという指摘もあります。USTR、アメリカの通商代表部のホームページのサイトを見ますと、「米国自動車産業にとって最高の成果を挙げた」と書かれています。特にベトナムでの関税撤廃を得たことを評価しています。これからベトナムへの自動車輸出が増えるという期待感から、こういう表現をしているわけです。この関税撤廃に関しては、0にすることが最大の目的ですので、7年後までに見直しをするということが明記されているのです。

(2) 非関税障壁撤廃

次に非関税障壁の撤廃です。先ほど投資分野のところ、ローカルコンテンツ規制を禁止する、そして医療・薬品の自由化、食品安全基準の緩和等にかんしても、SPS委員会といったワーキンググループ的な委員会を設けて詳しく審議していくことになったとお話ししました。このような作業委員会には、FAOのなかで作られたコーデックス委員会のように、必ずアグリビジネスなどの多国籍企業の代表が入ってまいります。したがって、骨抜きになる基準になっていくことは明らかです。今回、遺伝子組み換え食品をはじめとして、科学的に立証がされなければ、禁止措置とか規制ができないということになってしまいました。だから、協定というものがあるがもし発効すれば、食品安全にかんしても大幅な規制緩和がなされていくことが懸

念されていくと思いますけれども。

もう1つ大事なものは、ラチェット条項です。ラチェット条項をご存じの方、どれくらいいらっしゃるでしょうか。ほとんどおられないですね。これはひどい話なんです。ラチェットというのは自動車の装置で、いったん外したら元へ戻せないというようなものだそうです。規制緩和をするとさまざまな社会問題が起こり得ますよね。普通の国や地方自治体であれば規制を再強化します。ところが、これをやってはいけない、つまりいったん規制緩和したら、元に戻すことはできないという条項なんです。

つまり、国民主権、国家主権も地方自治権も完全否定の条項です。こういうものが入ってしまう。そして、さらに政府調達のところにかんしては、甘利さんは「心配しないでください。もうWTO協定並みで押さえました」と言っていました。いま、WTO協定の下では、都道府県と政令市、独立行政法人などで、19億4,000万円以上の建設工事、2,500万円以上の物品・サービス調達については、国際入札が義務付けられています。TPPはこの範囲でおさまるかということ、全文を読んでみますとそんな甘いもんじゃありませんでした。3年後に見直して、基準を緩和する、対象を拡大するということを明記しています。

いま、先行するP4の基準でいきますと、630万円以上の物品・サービス調達、6億3,000万円以上の工事については、TPP圏域内企業と国内企業、地元企業を差別してはいけません。つまり地元優先発注ができないということなんです。この金額を見たら、もうあらゆる政令市以下の市町村、区が対象になってくるということが明らかですね。

こういうことを止める必要があります。条約の制定をさせないことが第一です。仮にこれが発効したとしても、3年間の猶予期間があります。とすれば、その間にすべての地方自治体のところで中小企業振興基本条例と公契約条例を作り、これを実質化していくことができ

ば、WTO並みから基準を下げるということをやめることができます。こういうことを急ぐ必要があることが、ここで一番言いたいことでもあります。

(3) 国民主権・国家主権・地方自治権を脅かすエンドレスの「自由化」装置

さらに重要なことは、いまも言ってきたことですが、TPPは主権を侵害するものであるという点です。これまでの話に付け加えて、もう1つ心配するのは、TPP委員会を設けるという規定なんです。第27章に書かれています。TPPがいったん締結されると、TPP委員会がつくられ、協定がちゃんと順守されてるかどうかをチェックするだけではなく、さらに多国籍企業のために市場開放を進めるために関税撤廃やサービス規定の撤廃を行っていく役割を果たします。これは閣僚会議のメンバーによって構成されます。

問題はここの意思決定の仕方なんです。私が心配しているのは、先ほど第30章にありますTPP条約の発効のルールに、全加盟国の賛同だけではなくて、もう1つのルールがありましたね。GDP85%ルールです。だとすれば、米日の母国の多国籍企業が自由にこの規制緩和を、いったん協定を作ったらエンドレスでやれるということです。いちいち批准案が国会に戻されるかということ、その可能性は低いと思います。新たな部分決定がなされたら、決まりましたからということで報告というスタイルになる可能性があるのではないかと懸念されるのです。

さらに、アメリカと日本の法的構造が決定的に違うという問題があります。アメリカの場合、条約制定権は議会にあります。だからこそ、オバマ大統領が交渉権限を大統領に任してほしいという委任法案にこだわったわけです。

けれども、たとえ連邦議会が批准したとしても、実は州政府はそれに従う必要はありません。いまも労働組合が合法化されてない州がありま

す。あの国の形成のされ方に規定されて、州が先だということになります。先行した州の主権を尊重すべきだということで、連邦が決めたとしても自分たちは自分たちの道を進んでいくというような考え方の人が多いわけです。

これに対して日本の憲法でいきますと、条約順守義務が憲法のなかに書き込まれています。条約を順守する。そして、国の法律、さらに地方自治体の条例があるわけですが、この法律と条例は、条約の内容から外れることができないわけです。

このような形で、法構造そのものが実は不平等条約なんです。

それから、国家主権も国民主権もない。ジェーン・ケルシーというニュージーランドのオークランド大学教授が、『異常な契約』というタイトルの本を出しましたが、まさに単なる貿易、投資の通商交渉ではなく、主権蹂躪という決定的な大きな問題がある。

IV TPPは日本経済・地域経済にどのような影響を与えるのか

(1) TPPの経済効果をどう見るか

このような内容を多くの国民の皆さんに知ってもらうことが大事ではないかと思いますが、そのところを政府側は経済効果でどうやら打ち消したいということで、今年のクリスマスイブの日に、13.6兆円のGDP効果があるんだと大々的に発表しました。これは、もうすでに発表されていた2013年の統一試算をはるかに上回るものです。この新試算の問題点にかんしては、東大の鈴木宣弘先生がかなり詳しく、厳しく指摘していますが、とんでもない、あり得ない想定がいくつもされています。

1つは、価格が1割下がれば生産性は1割必ず向上するんだ。お米にかんしては、あれだけ輸入しても必ず生産性が上がるから、影響額が0円と算定しています。0円ですよ。けれども、

これまでも在庫が増えれば必ず価格が低落してきた。これは経済学のイロハです。現にそれは事実としてあるわけでありましたが、それを無視しています。

それから、GDPが増加をして、同じ比率で貯蓄と投資も増えていくはずだとしています。これはアベノミクスの下で大破綻をしていることですが、これが前提としてもち込まれています。

そして、3つ目、これまたひどい。農家は確かに影響があるでしょう。けれども、そこで失業したとしても生産額が増える自動車産業等々で雇用が増えるから、そこで働くことになるので、失業は増えませんという前提です。たとえば北海道の酪農家の方が職を失って、豊田まで行って自動車工場で働きますか。こんなことが想定されているんです。

(2) TPPの影響をよりリアルにとらえる

これはあまりにもばかげているということでありまして、より正確、リアルに捉えていきますと、鈴木研究室の試算で、農林水産物だけで1.5兆円の減、産業連関効果を入れると、すなわち食品加工、運輸、飲食店あわせて3.6兆円の減。雇用で見ると78万人の減少ということになります。

さらに、今年の1月末にアメリカのタフツ大学のところで、国連のモデルを使って参加国の経済動向を予測しました。日本はマイナス0.12、7万4,000人の減となっています。これかなり過少に見積もった評価ではありますが、やっぱりマイナスなんですね。実はアメリカもマイナスなんです。国民経済的に言うと、アメリカも損失が予想される結果となっています。ただし、多国籍企業だけは、日米両国で儲けることができるのです。

この数字を、私も京都府の食肉販売関係の協同組合での講演で紹介しました。そしたら、その組合の役員の方が終わりのあいさつでこう言われました。政府発表の変化というのは、為替

の変化よりも小さい。安倍政権の下で為替変動があまりにもひど過ぎるから輸入価格が高騰している。むしろこれを何とかしてほしい。和牛がほんとに高くなってしまっているとかいうような問題もあります。政府が高めに設定している GDP 押し上げ効果は、政府が言った通りだとしても、せいぜい1%いかないです。為替変動の幅よりも小さな経済的利益を得るために、なぜ、ここまで犠牲をわれわれは払う必要があるのかというようなことも、大きな問題であるわけです。

単にお金の問題だけじゃありません。この国から農林業が消えてしまうと、国土保全ができなくなる。地方の産業もつぶれていくとなれば、20万人以上の都市は生き延びたとしても、あるいは東京だけは生き延びたとしても、水とか、空気とか食糧の供給地が荒れ果ててしまって、災害の危険が高まる。食糧・エネルギー危機が潜在的に拡大していく。こういう国土の持続不可能性が出てきてしまうわけです。こういう問題もあるということを見ておく必要があります。

V 一人ひとりの住民の生活を向上させる地域再生に向けた戦略

TPP が推進されるのは、特定の多国籍企業、あるいは商社、ゼネコンにとっては確実に仕事ができるからです。それを政治献金で保障しようとしているわけです。けれども、圧倒的に多くの国民、中小企業、農家協同組合にとっては、これはマイナス以外の何ものでもありません。

しかも、朝日新聞のつい1カ月以内の記事で、2015年度の政策減税の6割は、資本金100億円以上の大企業対象であったと報じられました。トヨタ1社で1,083億円、しかもトヨタには消費税の還付が入ってきます。2,000億円近くです。中小企業向け予算は来年度の予算案を見ても2,500億円止まりですよ。99.9%、雇用の7割近くは中小企業になっているにもかかわらずです。こういうあまりにもひどい偏った経済政策

でいいのかどうかということ、これを考える必要がありますし、これ以上の消費税増税をやりますと、国民生活も地域の産業もガタガタになってしまうということは明らかです。

おわりに

もう時間がきていますので、最後のまとめに飛びます。間の肉付けのところはもうすでに前回のシンポジウムで話をしているところですので、ぜひ第1回目のシンポジウムの記録を見てください。

地域のところでいきますと、安保法制廃止から始まって、今度はやはり改憲問題が焦点になってきます。憲法問題というのは国民の生存権や幸福追求権の問題でもあるわけです。そして、地方自治権の問題でもあります。これを全部壊していこうというのが、改憲、そしてTPPの中身です。これらは全部つながっていることを知る必要があります。

そういう意味で、地域のところでこれを止めるような取り組みを強めていくことがとくに重要になっています。地域で立場の違う、多くの人たちとの連携、これができる可能性が広がってきています。というのも、先ほどから述べているように、安倍内閣はごく一部の多国籍企業の利益しか考えてませんから、そういう数字を挙げていけば、地域の中小企業や商工会の会長とか、商工会議所の会頭だって賛同できる。そういう中身ではないかと思うんです。

特にアベノミクスの幻想がますます明らかになってきました。2015年10月から12月期の実質経済成長率はマイナス0.4%、内需が冷え込んでしまっていることは明らかですし、やはり賃金、そして社会保障給付をいかに上げていくか、社会的賃金を全体的にいかに上げていくかということこそが第一の問題になっています。労働運動だけではなくて、地域の商工業者運動としても大きな課題になってきているのではないかと思うんです。

最後に表が1つあります。いま作っている教科書のなかで、使っているものです。アベノミクスが開始されてから、だいたい昨年12月末までのデータをとって比較してみました。指数だけを見てください。ベースマネー、すなわち通貨を大量に供給すれば、物価も上がってデフレ脱却ができて、経済も良くなるはずだというふうな議論が、アベノミクスでなされました。けれども、実際にはそういう結果にはなっていません。ベースマネーは確かに262と、2.62倍に増えています。にもかかわらず、企業物価指数は101です。さらに賃金は99に留まっています。この法人企業統計の賃金データは、おそらく大企業を中心としたところでの賃金ですが、それを見ても減っているわけです。

けれども、増えているものもあります。1つは国債残高が1割増えました。そして、東証1部株価指数が152と、1.5倍。そして、法人企業の純利益が1.6倍、内部留保が2.1倍となっています。もう1つ問題あるのが、先ほどの為替であります。71と3割も為替レートが下がってしまったんです。これがやはり大きな混乱、経済的混乱を生み出してきている根源であります。アベノミクスから転換していくという、こういうことの国民的合意を作っていく必要がありますし、この間の新聞の世論調査を見ても、アベノミクスにかんして期待できないとか、批判的な意見が完全に過半を超えてしまっている。こういうような国民の考え方に変わってきているわけです。

そこであらためて「憲法をくらしの中に生かす」という、蜷川虎三元京都府知事が言った言葉を思い返す必要があります。だれもが幸福に生活を送り、生活をするための財産が守られ、そして、必要最低限の健康で文化的な生活を保障できるような地域、国を作っていくという、これまでにない大きな運動の広がりが必要になってきている時代ではないかと思うんですね。

最後に参考文献を紹介しておきます。TPP協定のテキストの最終の批判的検討にかかわっ

ては、アジア太平洋資料センターを事務局に、多くの弁護士さんとか団体の専門家の知恵を借りて、学習用パンフレットをバージョンアップしてホームページ上に掲載しています。3月17日にはバージョン3が出るというふうに聞いております。私も書く予定なんですけれども、その内容の基本は、資料にあります雑誌『地上』にインタビューとして載せたものです。先ほどの中小企業振興基本条例とか、公契約条例を、いまこそ作り、使えるようにする運動を広げることで、TPPも阻止できるだろうと思います。そして、さらにTPPに対抗してどう地域を作っていくかということで議論を広げることで、国民の皆さんの考え方を変えていく取り組みをぜひ強めていく必要があるのではないかと書いておりますので、ご参照いただければありがたく思います。

ぜひ議会の中だけじゃなくて、多くの住民の皆さんとか、中小企業者や商工会の皆さんと話をしてほしいんです。特に小規模企業振興基本法を制定するために主体的に運動した団体は、全商連さんだけでなく全国の商工会連合会だったんです。これは後で知ったわけですが、その商工会連合会の会長は、私の故郷の商工会長さんで、富山県の県議会議長や町長を務めた人です。そういう人も小規模企業を振興しなければ地域はだめになってしまうと一生懸命取り組んだということです。

したがって、民商さんとか、あるいは中同協の皆さん、商工会や商工会議所の皆さんと連携しながら、地域の取り組みを広げることができる状況になっているといえます。そういう仲間をぜひ作っていただいて、市全体のトップを動かしていく。市会議員の多数を動かしていくことをやってもらったらいいのではないかと思います。

ということで、若干時間オーバーしましたが、私のお話を終えます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

シンポジウム 住宅リフォーム助成で地域活性化を 山形県の経験から

山形県商工団体連合会 会長 遠藤 強



山形県住宅リフォーム補助事業創設に 関わって

2011年、私の地元、山形県の住宅リフォーム制度がスタートしました。山形県に対する住宅リフォーム助成制度創設の取り組みは、秋田県での実施が大きな刺激になって始まりました。県に要請していた私たちの要求は、2010年9月議会での日本共産党県議の一般質問が突破口となって、具体的に動き始めました。

笹山県議（当時）は、秋田県に視察調査をおこない、「高い経済波及効果を示しており、仕事起こしと景気対策に有効であり、緊急経済対策のお手本」と紹介しました。

「県民の声を聞く」と公約し、私たちも支援運動に参加する中で誕生した、吉村美栄子知事は「市町村と連携した制度をつくりたい」と回答し、制度づくりの実務が始まりました。

私たちがめざしたのは当時、全国に影響を与えた岩手県宮古市の制度です。住宅の長寿命化対策として、畳の葺き替えまで幅広く助成対象とした、使い勝手の良い制度として評価されていました。

県内では先行して庄内町が「住宅祝金制度」を実施しており、しんぶん赤旗や私たちの全国商工新聞の取材に、原田町長から全面的な協力を受けて、全国に紹介しました。

緊急経済対策か、総合政策か せめぎ合いを乗り越えて

山形県は、「総合政策的な観点を優先させる

として」県産材の利用など、あれこれの要件をつけることに固執しました。

これに対して私たちは、何よりも緊急経済対策として「あれこれの要件は付けない」「使い勝手の良い制度に」と要望し、担当の県土整備部建築課との間で丁々発止のやり取りをおこないました。

それでも中々、ラチがあかなくて、「使い勝手の良い制度を求めて」各市町村の3月議会に意見書を求める請願運動に奔走しました。その結果、幾つかの自治体が採択し、県に意見書をあげましたが、「住宅リフォーム制度推進の知事よりも、制度に否定的な国交省の意見を優先させよ」という県土整備部の厚い壁を、完全には突破できないままのスタートとなりました。

県内市町村すべてで制度創設

それでも、県が各市町村に補助金として予算を配分したことにより、35市町村すべてで制度を創設したことは、画期的な成果となりました。

制度の中身についてはこの間、変化もありますので、詳細は「山形県住宅情報総合サイト」（タテッカーナ）ホームページをご覧ください。
<http://tatekkana.pref.yamagata.jp/>

現在、都道府県内の全自治体に制度がつくられているのは、山形県だけと思われています。

私たちは山形県内でもこの間、地域循環経済をどうつくっていくのか、政策提言や市町村との懇談をおこなってきました。まだまだ限定的な水準ですが、県内市町村長との懇談では、「県が住宅補助制度を廃止すれば、市町村独自では難しくなる。是非、県に対して、継続を要

請していただきたい」と、逆にお願ひされる首長も複数いらっしゃいました。

2014年度の自治体配分を見ても、県の補助金のみで制度運営している自治体が35市町村のうち10あります。

住宅リフォーム制度に関する経済波及効果の試算と評価

次に経済効果についてです。県の制度発足から3年が経過した2014年1月に県は、この3か年の経済効果を試算し、公表しました。「総合的な住宅対策事業」の経済効果が、13年度までの3年間で777億円に上ったとの試算をまとめました。内訳は、直接効果となる工事費の総額が583億円、波及効果は工事に付随する費用などで194億円とされています。創設前の10年度と創設2年目の12年度を比べると、県全体のリフォームの受注件数は1.2倍、受注額は1.46倍へと上昇し、制度が県民に支持され、活用が広がった成果だといえます。

これを計算してみますと関連事業費が28億円、工事高で777円ですから、トータルの波及効果は、純計算で27.75倍にもなります。

当初は13年度で終了する計画でしたが、県費の投資効果は通常の公共事業よりも高く、新年度も継続する方針となりました。現在も継続中です。ちなみに、秋田県も24倍と試算しています。

参考までですが、国が推奨した「地域創生関連交付金」で、全国多くの自治体がプレミアム商品券を販売しましたが、経済波及効果はわずかに2.54倍に止まったとのデータもあります（鳥取市の試算）。

住宅リフォーム助成の優れた経済波及効果が明らかに

県が3年間で投じた関連事業費は計約28億円です。100億円の経済効果生み出すために必

要な県費は3.6億円であり、公共事業全般の24億円に比べて、「少ない支出で大きな効果を得られることが示された」と報じられています。

公共事業と比較すると、住宅リフォーム事業が、投資額で6.6倍の高い経済効果を及ぼす、と県が試算したことは、地方自治体の公共事業の在り方にも、重要な一石を投じるものと思っています。

私たちは地域循環型経済をめざした地域振興を要求しています。今回の一連の取り組みは、まさに地域内経済循環がすすむ好事例が、住宅リフォーム助成制度であることが、我が山形県の分析でも、全国の事例でも間違いないと示されました。

住宅リフォーム助成制度創設の全国的な到達

2014年7月の全商連調査によれば、県単位で制度化したのは、秋田、山形、静岡、広島、佐賀の5県です。うち佐賀県は、2011年度から、「住宅リフォーム緊急助成制度」を3年間実施しましたが、現在は休止しています。

同じく市町村は623で、全市町村の35%強の実施率となっています。調査から1年半が経過していますから、その後、増えていることが想定されます。更にリフォーム助成対象を、住宅から商店・店舗などへ広げた制度がつけられる動きも出ています。

商店版リフォーム・リニューアル助成制度への発展

全商連調査によると、群馬県・高崎市から始められた商店版リフォーム・リニューアル助成制度は、2016年1月17日現在、県段階では高知県で、市区町村段階では23都道府県の62自治体で、整備され始めています。

私たち全商連ではこの間、政策提言活動交流会や地域政策づくり全国交流会なども開催し、制度を普及してきましたが、「個人の資産形成

に公金を抛出するのはいかになものか」という議論がいまだに、まかり通っている自治体も少なくありません。

全国的には制度活用の実績があり、私たちの調査以降も実施自治体が増えていると思われませんが、道理ある地域の仕事起こし、建設職人の高齢化などの対策をどうするかを問いながらの制度創設要求は、まさに道理に叶った要求です。国土交通省もいまでは制度の効果・有効性を認めています。

私たちの交渉でも、「財源として社会資本整備交付金を活用して地方自治体に制度を創らせることが可能」と回答しています。

地域の小規模事業者こそ地域経済の担い手

様々な講演会や学習会で、地方・地域こそ、

グローバル経済とは対局となる地域内再投資、地域循環経済の構築条件を備えていると学びました。

先程、公共事業の在り方が問われると申しあげましたが、地域で必要とされる事業は地域住民の視点が大事ですし、地域に根差した業者が施工することで、地域内循環が進み、地域内再投資が図られることは間違いありません。

公共事業も、大手ゼネコンはもちろん、県内大手が幅広く受注するのではなく、工事を細分化し、出来る限り、地域で調達できる資材を活用するなど、自治体が工夫すれば改善出来る余地はあるはずですが、効率を優先する行政や業界の圧力、エゴを克服することは今のところ、難しい側面があります。

しかし、地域からの要求こそ、課題突破の可能性があると私は信じたいと思っています。



地域(住民・商店会)・諸団体との連携で まちを安心安全そして元気に!

墨田区耐震補強進協議会 事務局長

東京土建一般労働組合墨田支部 書記長 栗橋 宏



皆さん、こんにちは。墨田区耐震補強推進協議会(耐震協)の事務局、栗橋です。構成団体の東京土建墨田支部で書記長をしています。どうぞよろしくをお願いします。

「まちを安心安全そして元気に」というテーマをいただきまして、墨田区内で活動する耐震協についてご説明します。区内の状況ですけれども、2016年1月、墨田区の人口は261,723人を数えています。65歳以上の人口につきましては約6万人、高齢化率は他の自治体とも同じかもしれないかもしれませんが22.8%です。そういう方々がいま、実際どういうところに住んでいるかということですが、東京都都市整備局によると木造住宅密集地域を墨田区は非常に多く抱えていて、建物倒壊危険度が高い地域が北部を中心に非常に多い。墨田区はこうした地域事情と共に、製造業を代表とする「ものづくりのまち」という歴史がありますが、現在では永山先生からもお話がありましたように、東京スカイツリー開業前から「国際観光都市すみだ」をめざしています。

区内の耐震補強は現在もなお急務の課題

区民の区への愛着度は非常に高いです。下町の雰囲気を残しながら、関東大震災や東京大空襲の被害を受けなかった地域が北部を中心に残っています。また戦前から引き継ぐ借地借家的问题があり、都市計画がなかなか進まない複雑な権利関係があると言われていています。こうした状況のなかで、墨田区としても区民の安心安全を守るため耐震補強助成制度をこの10年来進めています。墨田区耐震改修促進計画による

と27,860戸の旧耐震基準の木造住宅があり、木造住宅のなかの26.2%を占めていました。

家屋倒壊と多くの区民の命が危険にさらされる事態は、阪神淡路大震災の例をとるまでもなく、非常に大きな課題になります。墨田区でも非常に大きな被害が想定され、耐震補強と家具転倒防止は、現在も非常に重要な地域の課題になっています。

そういうなかで、墨田区の耐震改修助成制度が2006年1月に開始されました。耐震基準強度1.0を超える耐震補強工事だけでなく、耐震診断を受けてからということになりますが、現状よりも耐震性が向上する簡易耐震改修工事についても認めるようになりました。また所有者の承諾が必要ながらも借家も助成対象にする内容をもってスタートしました。

しかし建築基準法42条2項道路に接している建物については助成をしないという立場を墨田区は当初とっていましたが、耐震協は区民や現場からの声を伝え、区民の命を守るという制度の趣旨を粘り強く訴えました。この働きかけの結果、助成制度の拡充を図ることができました。その後も助成制度が後払いであるため、一時的とはいえ区民の工事代金負担が発生します。この負担を軽減するため代理受領制度を実現しました。また地元業者育成の観点から、区内に本店支店がある施工者登録制度をつくり、代理受領制度は施工者登録をした建設業者のみ利用することができるようになりました。

さらに福祉の分野との「あわせ技」が耐震改修を進めるにあたって必要であるため、耐震補強制度とバリアフリー改修制度をセットにした耐震改修制度を創設することができました。こ

れらはすべて区民実態に基づき、区民、施工者あるいは建築士の皆さんとお話しをするなかで生まれた制度です。

墨田区耐震補強推進協議会の発足

耐震改修助成制度が開始された2006年2月、すみだ耐震補強フォーラムを初めて行い、耐震協が発足しました。耐震協は、34町会自治会、個人、建築士事務所協会、建設業協会、建設産業連合会、東京土建墨田支部、まちづくり公社で設立しました。また制度の主管課である墨田区都市計画部建築指導課耐震化担当(当時)、現在の防災まちづくり課不燃化・耐震化担当と連携しています。燃えない壊れないまちづくりを進めていくために、区民参加を通じて建築物の不燃化、耐震化を促進するため、以後活動を開始しました。

具体的な活動内容ですけれども、先ほどお話ししました、毎年2月にすみだ耐震補強フォーラムを行っています。今年も2月20日に行いました。あわせて地域への浸透をどう図るかが一番大事になりますので、町会や自治会への出張説明会や区の施設を使った耐震化相談会、区内8ヶ所ある高齢者支援総合センターとの共同も進めています。さらに関係団体への行事の参加ということで、私の出身でもあります東京土建墨田支部主催「すみだ住宅まつり」へ参加をしています。

墨田区の木造住宅耐震改修助成制度は、最初に無料耐震相談、建物の健康診断をまず1回受けて、その後に耐震診断、耐震改修計画作成・耐震改修という流れをつくっています。墨田区の事業実績では無料相談後その10%の方が耐震改修に進みますし、さらにその無料相談から耐震診断に移った場合は、その78%の方が耐震改修に移っています。こういう流れを促進していく役割を耐震協が町会、自治会説明会等々で行ってきました。東日本大震災直後の状況を除いて、耐震協が行う町会、自治会の出張説明会

後、耐震改修の導入部分である木造住宅無料耐震相談の申請が増えました。2007年から町会への出張説明会を進めましたが、10年～13年をのぞき、14年から改めて耐震化相談会、高齢者支援総合センター(高齢者見守り相談室)と合同という形で説明会を開催し現在に至っています。

行政との連携を強めるという点では、行政主催行事へ積極的に参加しています。また消防署との連携は防災減災活動上不可欠のため、北部地域を管轄している向島消防署との連携を進めています。あわせて消防署と高齢者見守り相談室が行っている防火防災診断に参加し、災害時要配慮者である高齢者宅を1軒1軒訪ね歩く地道な活動もしています。

墨田区では「燃えない壊れないまちづくり会議」を別途設けています。耐震協や後に報告するNPO法人すみださわやかネットも参加していますが、会議は防火耐震化改修促進を目的に寄り合い処となる「ふじのきさんち」という施設を造りました。施工は耐震協の中から東京土建墨田支部が行いました。「ふじのきさんち」は、16年度東京書籍家庭科教科書に掲載されません。

耐震協活動のなかでの居住地組織 東京土建の役割

耐震協活動での居住地組織である東京土建の役割について若干お話しします。地域の中小建設従事者や建設労働組合がさまざまな形で地域の諸課題に向き合うことは非常に大事なことです。東京土建墨田支部は耐震改修助成制度スタート前の2004年に、耐震改修の具体的な工法・費用の問題を検証し、家具転倒防止についても工法や費用を検証するモデル工事を行いました。モデル工事は墨田区職員との意見交換をきっかけにして生まれたものです。また耐震診断助成制度を利用することで、それまで関係のなかった建築士事務所協会との接点がつくられ

るようになりました。

東京土建は地域建設産業確立をめざしていますが、私たちは居住地組織ですので、その性格を十分に発揮しながら地域分析を通じて住民実態と要望を行政に届けて制度政策に結びつけると同時に、私たちが利用可能な内容としてさらに区民参加を作るという循環型の取り組みが非

常に大事になると思います。ここは強調したい点です。

ただ、なかなか耐震改修は前進していません。では区民実態はどうか、安心して住み続けられるためには何が必要なのかについては、NPO法人すみださわやかネット・鈴木和幸事務局長からお話します。



地域(住民・商店会)・諸団体との連携で まちを安心安全そして元気に!

NPO法人すみださわやかネット 事務局長
東京土建一般労働組合墨田支部 書記 鈴木 和幸



皆さん、お疲れさまです。NPO 法人すみださわやかネット事務局長の東京土建墨田支部書記の鈴木です。よろしくお願ひします。東京土建墨田支部を中心に運営しています「すみださわやかネット」がどうして作られたのか、どのような活動をしているのか、ご報告させていただきます。

木造住宅密集地の墨田区

先ほど岡田先生からもお話がありましたけれども、地域を元気にするには、まちを安心安全にしていかなければいけないということで、木造住宅密集地を多く抱える私たち墨田区は、老朽化した住宅の建て替えや道路基盤の整備などによる防災機能の向上が急務となっています。繰り返しになりますが、墨田区は震災や関東大震災を免れた木造住宅がいまも多く残っています。それらの建物はとても古くなり道も狭く、なかでも京島地区と呼ばれるところは、地域危険度測定調査において建物倒壊危険度、都内1位になったこともあり、地震や火事に不安を感じる方が数多くいる地域です。

そんな中、墨田区の施策で「燃えない・壊れないまちづくり」が進められていますが、実態としては思うようには進んでおりません。なぜ進んでいないのか、大きく分けて理由は2つあると思われます。1つは、複雑化する権利関係。土地の所有者と借地権者、店子、それぞれすべてが異なる場合も少なくありません。安い賃貸借料のまま契約が結ばれているということも多く、経済的に余裕のない高齢者の方は時がたつにつれて住みかえがどんどん難しくなっていま

す。

もう1つは、都市計画的な制約です。狭小な土地に建てられた既存不適格な建築物は、単独で建て替えた場合に現状の規模を維持できません。この解決策として共同化がありますが、範囲を広げるとさらに権利者が増えてしまい、合意形成がさらに難しくなるという問題も出てきます。

第三者的なコーディネーターの必要性

そこで第三者的なコーディネーターが必要になると考えました。大規模な開発ではなく小さな共同化の場合、大企業や行政の介入は難しいです。そこで私たちのような中小地場企業が地域の仲介役になれないか、そんな思いから地域居住支援システムの検討が始まりました。まちの課題は住宅にかんすることだけではなく多岐にわたります。これらの解決には、専門的かつ住民の立場に立ったコーディネーターが必要になります。住まいの面では建築家や大工、工務店、医療福祉分野では医師や保健師、労働関係では弁護士、社会保険労務士、労働組合、それぞれが単独で課題解決に取り組むのではなく、区内にある関係団体が集まれば、第三者的な立場から地域住民の生活要求全般に応えることが可能になると思われます。

そのネットワークづくりの核となるのが、「すみださわやかネット」構想でした。この構想をもとに2007年「NPO 法人すみださわやかネット」を設立しました。設立当初は「住宅デー」や、「すみだ住宅まつり」といったイベントで、さまざまな無料相談会を実施しました。

その後 2009 年には、木造住宅密集地の象徴的な地域である、先ほどから繰り返していますが京島地区のなかにあります、「キラキラ橋商店街」に誰でも気軽に立ち寄れる相談どころ、お休みどころとして、「キラキラ茶家」というものを開店し、以降この「キラキラ茶家」を拠点に活動を展開してまいりました。ちなみにこの茶家の「家」という字なんですけれども、通常は屋上の「屋」という字を使うかと思うんですけれども、住宅の専門家ということであえて「家」にしております。「すみださわやかネット」の主な経過については、ご覧の通りとなっています。現在の理事会構成は、理事長に大学教授、それから弁護士、一級建築士、司法書士、医師、税理士、区役所元職員、などなどの皆さんが担っています。

地域住民のため相談・支援事業

活動についてご報告いたします。地域住民のための相談事業、地域事業ということで、地域の居場所、気軽な相談場所を通じて地域再生をめざす私たち NPO は、上記のように多岐の分野の理事会メンバーをはじめ、多くのボランティアスタッフに支えられて活動してきました。相談内容は法律相談 66 件、住宅相談 49 件、税金相談 17 件、といった感じですが、最初はただの雨漏りの住宅相談から始まり、屋根材を軽量化して耐震改修を含めた工事までつながり、東京土建墨田支部が設立した「協同組合すみだ建築センター」が、こういった工事を施工したという事例もあります。この他に、区政年金相談、登記相談、健康医療相談、隣の頁に行きまして、労働相談などもありました。

当時の活動について、2009 年 7 月 29 日の読売新聞に記事が掲載されました。なお、キラキラ茶家なんですけれども、運営していた建物の耐震性などの事情により現在一時閉店となっております。ただ、商店街のなかで新たな別の店舗が決まりまして 3 月末オープンに向けて現在

準備を進めております。

相談内容ですが、東日本大震災を契機に変化しました。震災前は一般的な内容がほとんどでしたが、大震災発生後は法律や税金面で相続や遺言、住宅面では耐震化、家具転倒防止器具取り付けなどの防災や減災についての相談が増加しました。また、借地借家という土地建物にかかわる墨田区の特徴を背景に、不動産関連の相談も依然として多くあります。

キラキラ橋商店街来街者の特徴

このキラキラ橋商店街に来る皆さんの特徴ですが、先ほど栗橋のほうからもありましたが、現在墨田区の人口は 26 万 1,723 人、高齢化が 22.8% ということで、平均年齢が 45.09 歳、23 区で 5 番目に高い区となっています。キラキラ橋商店街に来る人は、商圈と言われる主に半径 1 キロ未満の地域の方になると思いますが、該当地域の高齢者が 8,657 人、これは墨田区全体の高齢者のうち 14.5% に当たるもので、これらの皆さんが徒歩圏内の商店街と言えます。相談内容などの特徴は、こうしたキラキラ橋商店街の事情が反映していると思われます。

相談事業の他に、普及啓発活動として、絵手紙サロン、木版画、絵はがき教室、ミニ学習会といった活動を行っています。骨格となります高齢者が気軽に集える場所として、墨田区社会福祉協議会さんとの共同で、絵手紙サロン、木版画教室などを定期的に開催してきました。木版画教室は、講師を東京土建墨田支部の元執行委員長の今野さんという方が勤めているんですけれども、余談ですが以前永山さんがいらっしゃる建政研のほうから、キラキラ茶家に取材がありまして、そのつながりから隔月で発行されています、『建設政策』の表紙を今野さんが版画で作っております。

また、高齢者の悩みや不安を軽減、解消することを目的として、お墓にかんする法律事情や遺言状の書き方などをテーマに、ミニ学習会を

行いました。絵手紙サロンと、木版画教室の参加者の何気ない会話から出てくる要望とか意見は、とても具体的でミニ学習会の内容に反映してまいりました。

高齢者だけでなく、子育て世代の方にも茶家を利用していただく足がかりにということで、まだ改修が始まる前の新キラキラ茶家のほうで昨年末、プレオープン企画として、クリスマス絵本展を開催しました。墨田区区民活動推進課が事務局となっています。「すみだNPO協議会」というのがございますが、この協議会は行政とNPOとの協働を広げる上で非常に大きな役割をもっているところで、私たちNPOも参加しています。

キラキラ橘商店街のさまざまな催しにも積極的に参加しております。東京土建墨田支部主催の住宅デーを商店街の一角で開催して、その場

のなかでも「さわやかネット」として無料相談会を開催するなど、商店街や区民の方との交流を深めております。

墨田区産業経済課の新・商業活性化コラボレーション事業補助金のほうも商店街とのコラボレーションとして申請して、交付の決定を受けております。金額が100万円になります。

私たち「すみださわやかネット」は、設立以来の活動を通じて行政や商店街などからの信頼を得てきました。これからも、墨田区、墨田区社会福祉協議会、キラキラ橘商店街など諸団体との連携をさらに強めながら、キラキラ茶家を中心とした気軽な相談場所としての機能を強化して、安心して住み続けるための地域居住支援システムに向けた取り組みを続けていきたいと思っております。



「世田谷区における公契約条例制定と その実効性を確保する取り組み」

世田谷地区労働組合 議長 中村 重美



はじめに

自己紹介と世田谷区の状況について

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました世田谷地区労の議長をやっております中村と申します。普段は地区労、地域の労働組合の責任者でございますので、今は春闘の問題とか、あるいはこの間の憲法の問題では、世田谷では「生かそう憲法、今こそ9条の会」という形での2,000万署名の課題とかをやっております。

今日は、世田谷における「公契約条例づくり」に関してお話をさせていただき討論に参加をしていきたいと思っております。なお、私は、冒頭で司会の方からお話がありましたように、7月12日に全労連、全商連、東京地評で、こういうテーマの第1回目のシンポジウムがありまして、そこでも岡田先生のコーディネーターでお話をさせていただいたことがございますので、その時とダブル分についてはできるだけ削りながら、その時の部分はこの黄色い報告集によりますと26頁以降に掲載されておりますので、それをご参照いただければと思います。

今日初めて話をお聞きになっていただく方もいらっしゃるかと思いますので、まず、ポイントから話をさせていただきたいと思っております。私の話すことは、この全体の資料集のなかでは28頁以降のところ、「世田谷区における公契約条例制定とその実効性を確保する取り組み」という形で書かせていただいております。

先ほど、お話しいただいた墨田区さんとは異なり、世田谷区は東京の西南の方に位置しています。人口が今年の2月1日時点で、88万

3,776人という規模です。面積はそんなに広いのですが、58平方キロメートルということで、人口、これざっくりですが14歳以下が今、14万人、65歳以上が17万6,000人、こういう人口構成になっています。実は世田谷区は人口が毎年増えているんですね。この1年間で9,099人、約1万人近く人口が増えています。特に小学校に上がる前のお子さん、これが毎年1,000人ずつ増えていまして、そのために今保育所も入所待機児が急増してワーストの記録を塗りかえています。

ただ、ここで今日の本題とは直接関係ないのですが、保育園は「詰め込めばいい」ということではなくて、「質を確保しながら量的整備を図る」。そのために、いわゆる民営化についても保護者や保育関係者を交えて「民営化ガイドライン」というのを2005年10月に策定し、昨年4月からの「子ども・子育て新システム」に向けても「保育の質ガイドライン」というのを作って、単なる詰め込みはさせないぞということでやってきたことで、国からは「待機児が多いくせに」と目の敵にされている経過があります。これは、今日の本題とは関係ありませんが、区の状況としてお話をさせていただきました。

「ダンプの横行」と「官製ワーキングプア」
をなくすことが条例づくりの出発点

なお、冒頭でお話し頂いた岡田先生のほうから、「政治と経済」というお話があり、それからコーディネーターの永山先生から「行政の姿勢が問われる」というお話がありました。ある意味、今日の報告には書いていませんけれども、

世田谷区におけます「公契約条例づくり」の、いわば一番の出発点というのは、2006年の4月に、ちょうどその頃というのは10年前ですが、熊本区政という元自民党都議で都議会議長もなさった方が区長をやっていた頃、道路や市街地再開発にお金をつぎ込むために「徹底的な行政改革」ということで区民のくらしや福祉をどんどん切っていくという、そういういわばかなり歪んだ形の財政投入、予算編成、それに伴う区政運営が行われていたという、そういう流れを何とかしたいねというところから、実はこの「公契約条例づくり」の懇談会の準備会というものを作っていった、そういう経過があることも申し上げておきたいと思えます。

さて冒頭に書いておりますけれども、「官製ワーキングプアをなくす」ことが取り組みの出発点でした。公契約条例については、もちろん皆さんご存知かと思えますけれども、この公契約に関するILO94号条約というのは、実は私と同じ年齢なんですね。条約が生まれてから今年確か67年になるかと思うんですが、1949年の6月に条約が作られました。そのILO94号条約を日本は批准をしていません。これが今、一番大きな問題だろうと思うんです。そういうなかでTPPが入ってきたらどうなるか、それを迎え撃つためにも、やっぱり今の憲法のもとで定められている、自治体の条例制定権、これを行使をしてきちんと条例を作ろうではないかということから「公契約条例づくり」を進めてきたということがあります。

そこに書いておりますように、問題意識は、2006年当時は公共工事設計労務単価が毎年毎年下げられて、10年間で3割も下がるという、そういう状況がありました。そしてダンピングの横行によって「食えない賃金」、あるいは「採算の合わないような金額でも受注せざるを得ない」ということが労働者からも、あるいは、各事業者からも寄せられました。それを何とかしたいというところから出発したのが、この「公契約条例づくり」という問題になっています。

世田谷区の条例づくりの経緯とその特徴

ただし、ここで話ししておきますけれども、この資料にも載っておりますが、2月22日にNHKの『クローズアップ現代』という7時半からやっている番組、あそこで「労働崩壊」というのが今回テーマになって特集されました。そこで都内の公契約条例のなかに千代田、足立、渋谷はカウントされているんですが、世田谷区はそこに載っていないんです。それは、その番組でもコメントを出された上林陽治さん、自治総研の方ですが、その方の分類では世田谷区の条例は公契約条例ではないという、そういう分類にどうもなっているようで、これは後ほど説明させていただきますけれども。いわばいまの世田谷区の条例、これ、私ども不十分ということでも何とかそれをきちんと改正も含めて盛り込もうということをやっている、いわゆる罰則規定の問題です。つまり、労働報酬下限額を設定はするが、しかし、それを仮に履行されない場合に、それに対してペナルティーをきちんと科す、そしてその履行を確実なものにするという担保、その規定がないということで、これは「理念条例」じゃないかというのが上林さんの分類の理由で。その自治総研の情報をもったNHKが、世田谷区は、あえて公契約条例の制定区から外したという、そんな経過になっているということも付け加えておきたいと思えます。

かなり余計なお話をしてしまいましたので、だいぶ時間経過してしまいましたが、詳しいことは、課題、経過も含めて細かく数値も含めて、資料集に書き込ませていただいておりますので、ぜひ後ほどお読みをいただきたいと思えます。

一昨年(2014年)の9月に区議会全会派一致した賛同で公契約条例が制定され、昨年(2015年)の4月から条例が施行されました。条例が施行されたことによってこの条例に基づき、「公契約適正化委員会」というものと、そのなかに労働報酬下限額等を扱う「労働報酬専門部会」

というのが設けられて、これが運営をされてきました。その運営をめぐるも様々な逆流と抵抗がありました。実は、条例の制定それ自体に反対をする動きが庁内にもありました。労働基準法なり最低賃金法があるにもかかわらず、あるいは「最小経費・最大効果」という地方自治法の規定に照らしても、そもそも、公契約条例は憲法にも違反するという論陣を張った人物や彼と親しい弁護士がいたということです。なかなか厳しい状況、綱引きではあったんですが、懇談会をはじめとした関係者の共同の運動によってかなり克服してきたということを報告させていただきたいと思います。

世田谷区の条例の特徴と条例運用の到達点

さて、世田谷区の条例の特徴として、私が特に強調させていただきたいのは、やっぱりダンピングの横行が先ほど冒頭でお話をしましたように、「食えない賃金」の労働者、あるいは「採算がとれない受注」を強いられる事業者を何とかしたいということで、条例のなかでは第3条（基本方針）では区内の事業者の受注の機会、区内の労働者の雇用の機会のそれぞれの確保ということを謳いこませました。これは先ほどのローカルコンテンツの問題で、岡田先生がお話しになりましたけれども、そういう地元の発注なり、あるいは地元の事業者、雇用者を守るといふ、その視点、そして当然そこから税金なり保険料なりをいただくわけですから、そういう地域のなかでの資金の循環を図っていくという、そのことが大切だというふうに考えたところでございます。

さらに、条例では、工事請負契約に関しては3,000万円、それ以外の委託等に関しては2,000万円、それからこれは他の先行自治体ではなかったんですが、印刷を含む委託、それから指定管理者についても、これを幅広く公契約条例の適用対象にするということになりました。そして罰則規定の問題については、これはどうし

ても特に自民党会派のところからも抵抗があったりして、当初の条例には盛り込むことはできなかったんですが、ただ条例制定を議決した2014年の9月区議会や11月区議会のなかでも、そして今年2月24日から始まった第1回定例区議会のなかでも、そのことが話題になり、そしてもし必要ならば現在でも契約事務規則等によって、いわばそういう指名停止の問題を含めて、一定のペナルティーを科すことはできるし、必要ならばそういう規定を設けることも検討していくことが必要だと、こうした議論が重ねられてきた経過があります。

同時に、昨年12月28日に、この「公契約適正化委員会」と「労働報酬専門部会」の、いわば答申である「中間報告」が出されたわけですが、この「公契約適正化委員会」に、「公契約推進世田谷懇談会」が推薦をする形で永山先生に副会長として加わっていただき、そして先生のご奮闘もあってかなり後ろ向きな区の動きがあるなかで、「中間報告」をまとめていただいたという経過があることも申し添えておきたいと思います。

「答申」と区の「決定」との間に乖離が生じた

問題は、そういうなかで、「中間報告」では、労働報酬下限額に関して、工事請負契約については公共工事設計労務単価の85%、それ以外の委託については1,093円を下限額とすると記載されたのですが、それを受けて、条例上の規定では「答申」である「中間報告」を受けて区長が定める「決定」の段階で、一定の動きがあり、工事請負契約については、これが85%とこれは変わらなかったんですが、委託については、1,093円の中間報告に対して950円にするという「値切り」が行われたというかたちになっています。背景として「財政上の視点」ということが言われましたが、問題なのは、「公契約適正化委員会」でも「労働報酬専門部会」でも下限額の数値そのものには特に「異論」は出されず、

ましてや財政上の問題提起は事務局からも示されなかったということで、「中間報告」から区の「決定」に至る経過について「調査・審議」し「答申」を出した当該の委員には十分な説明がなされなかったという事実があることです。「財政上の状況」ということで言えば、世田谷区の新年度予算一般会計が前年度比 200 億 3100 万円増となっている状況を鑑みれば、区の「値切り」の「決定」は極めて不可解と言わねばなりません。さらに付け加えれば、不十分な報酬下限額を「先行」させる一方、公契約制度の土台であり、事業者の積年の課題でもある適正な予定価格や最低制限価格制度の改善を含む「入札制度改革」は、「中間報告」にも明確に方向性が記載されているにもかかわらず、これを先送りさせる区の「決定」は、労働者と事業者を離間させる魂胆があるのではないのかと疑念が生じるほどです。

そして問題はここからなのですが、今年 4 月 1 日に告示はするが、しかし、適用は 7 月 1 日以降の契約締結分からということになったんですね。これはさすがにおかしいんじゃないかっていうんで、だいたい議論をしたんです。というのは、だいたい委託契約なんていうのは、年度当初に、「年間契約」しますから、ほぼそこで 9 割方は契約が終わるんですね。そうするとだいたい 7 月 1 日以降って何割なんですか、どのぐらい契約するんですかって質問ぶつけましたら、そしたらそれは「1 割程度でしょう」という回答なので、ということは、事実上さらにもう 1 年先送りするのかということ、議論した経過がありまして。これについては、今回の第一回定例区議会の区長召集あいさつや、あるいは本会議のなかでの質疑のなかでも、今後そのことを 8 月の答申に向かって議論をし、改革・改善を図っていくという、そういうふうな話があったことを申し上げておきたいと思います。

時間があとだいたいなくなってまいりました。飛ばさせていただいて、一番最後のところ、33 頁のところになりますけれども、そういう経過で、まさに条例をつくるまでもかなり綱引きがありましたし、条例ができてからも、その運用をめぐつても、相当な綱引きが今、展開されています。これは先ほど岡田先生からお話がありましたように、地域の産業振興と地域経済の活性化をどのように図っていくのかということが焦点となります。区も産業政策に関しては大きな問題意識をもって、これはくりかえし「懇談会」としても働きかけてきたのですが、今年 2 月 16 日に、「建設業意見交換会」というのが、一堂に会するのは初めてに近いんですが、区長、副区長も出席し、産業政策部長、あるいは財務部長も出席して行われました。ここには、全体では 1,782 事業者を束ねている 21 団体が集まり、業界団体ですね、それから東京土建一般労働組合世田谷支部なり、あるいは建設ユニオン等という労働団体、そういうところが一堂に会して、建設業の現状と課題を十分議論する場が設けられました。そういうことを含めて、やっぱり、公契約条例第 1 条に謳われた「労働者の適正な労働条件を確保し、及び事業者の経営環境の改善を図り、もって公契約に係る業務の質の確保、区内産業の振興及び地域経済の活性化並びに区民の生活の安全安心及び福祉の増進」に向けて「条例」の実効性ある運用の実現、当面、「最終答申」の目途とされる今年 8 月に向けて、具体的成果を上げるための工夫とこれを支える地域の労働運動等の共同の強化をと考えています。区の新たな産業振興のビジョンなり計画づくりにも反映させていくという取組みを進めるということをお報告させていただいて、私のほうからの発言としたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

条例の目的実現は大いなる未完のテーマ

追伸（後日談）

2月28日の「全労連シンポジウム」の後、4月15日、「第8回世田谷区公契約シンポジウム」が開催されました。世田谷区の「シンポジウム」は、2007年2月を皮切りに、「公契約条例」（以下「条例」）づくりの取組みの重要な段階ごとに開催を重ね、「条例」施行を目前に控えた昨年2月の「第7回シンポジウム」以来の開催となりました。「条例」そのものを「違法視」するなどの様々な逆流に遭うなど紆余曲折を経ながらも、「条例」が2014年9月、区議会全会派の賛同で成立して以降もその運用に関わる取組みは決して平坦なものではありませんでした。「条例」づくりを進める取組みの母体となった「公契約推進世田谷懇談会」（以下「懇談会」）は、労働者の「公正な賃金」を確保するための「報酬下限額」と事業者の「適正な利潤」を担保するための「入札制度改革」をともに前進させることで「区内産業の振興及び地域経済の活性化」（「条例」第1条）を実現させる視点での問題提起を行ってきました。昨年4月の「条例」施行後「条例」に基づいて設置されてきた「委員会」や「部会」で活発で率直な「調査・審議」が展開され、昨年12月28日に「中間報告」（＝中間的「答申」）が出されました。「中間報告」は、区が定めるべき「報酬下限額」と「入札制度改革」を併せて提起したものでしたが、「中間報告」で示された「報酬下限額」の「値切り」（1093円→950円）が行われ、「入札制度改革」の具体化は先送りされるなど「委員会」や「部会」の答申内容を事実上軽視するものとなりました。しかも、「委嘱」をし、「答申」を受けた区が下した「決定」に至る経緯に関する十分な説明責任が果たされないまま区の「決定」が区議会向けに一方的な提示されたことは、区長と「条例」設置に基づく「委員会」との相互の信頼関係から見ても見過ごすことのできない問題点を孕んでいると言わなければなりません。「委員会」並びに「部会」は、今年の4月からの新年度に「答申」内容を反映させるべく鋭意努力

してきたはずでしたが、区の「決定」は今年4月1日「告示」、「適用」は今年7月1日以降の契約締結分からというものであり、契約の大部分、とりわけ委託契約等に関わっては9割が対象から外れるなど「適用」を事実上「1年先送り」させることを意味する事態となりました。請負工事等以外の委託契約や指定管理者等の公契約に関して「中間報告」が提起した「1093円」は、区の高卒1年目の行政職（一）の初任給を時給計算して算出した金額であり、そもそも、解消をめざした「官製ワーキングプア」ラインの目安である年収200万円が、日本の平均的な労働者の所定労働時間が一月150時間、年間所定労働時間1800時間として算出すると時給は少なくとも1111円となることに照らせばこれを下回りごく控えめな額といえます。「官製ワーキングプア」解消に向けた第一歩として提起されたにもかかわらず事実上「無視」されたことは、国においても「設計労務単価」の相次ぐ引き上げが行われ、安倍首相も「最低賃金を1000円へ」と表明するような時勢、しかも、区の一般会計が前年度比200億3100万円増となっている状況をも鑑みれば、区の「決定」は極めて不可解と言わねばなりません。さらに、不十分な「報酬下限額」を「先行」させる一方、公契約制度の土台であり、事業者の積年の課題でもある適正な予定価格や最低制限価格制度の改善を含む「入札制度改革」を先送りさせる区の「決定」は、労働者と事業者を離間させる魂胆があるのではと思わせます。こうした事態を打開し、「条例」に謳われた「適正な労働条件の確保」と「経営環境の改善」を通して「区内産業の振興及び地域経済の活性化並びに区民の生活の安全安心及び福祉の増進」を豊かに実現させる方向を探るべく、「シンポジウム」を開催するに至りました。4月14日に発災した熊本地震を受け、あらためて近い将来に想定される首都直下型地震に備えるうえでも、区内建設事業者等の果たす役割は大きいと考えます。

今回の「シンポジウム」は、「懇談会」と「連

合世田谷地区協議会」との共同実行委員会によって開催され、労働者、事業者、行政、区議会等 200 名の参加を得ました。「シンポジウム」では、保坂区長の挨拶を含む行政側からの報告・説明や、「委員会」並びに「部会」に関わった労働者、事業者、研究者、弁護士等からの報告・表明、さらに、会場からの要望・意見等が活発に行われました。区議会の主要な会派（自民、公明、民進、共産、社民等）からもそれぞれ

複数回の出席があり、会派としての見解表明が行われました。今年 8 月に予定される「最終答申」（＝今期の答申）に向け、「地域経済の好循環、区民生活の安全という共通目的のために、入札制度改革と公契約条例（＝「報酬下限額」の再設定）を同時に推進していく」（「シンポジウム」の閉会の挨拶）ことを申し合わせて散会しました。



「地域活性化大運動」の提起と到達点 暮らしをまもる課題でも、地域を基礎に 国民的な共同に挑戦

全労連 事務局長 井上 久



ご苦労さまです。私の資料は34頁からになります。それ以外に、「この町を元気にすることは日本経済の立て直しです」というリーフレットとチラシが、資料として入っています。シンポジストの話をいただいたときから嫌な予感がしておりまして、お三方の話は非常に興味深く、具体的な話でしたが、私は、全労連の方針はこうですよという堅い話になるわけです。ご辛抱いただいて、なぜ、「地域活性化大運動」という方針を提起したのか、その到達点はどうなっているか、私なりにいま考えていることをお話ししたいと思います。

なぜ、「地域活性化大運動」なのか

全労連が「地域活性化大運動」という方針を正式に掲げたのは昨年夏です。昨年7月末の評議員会では、地域活性化や持続可能な地域づくりのとりくみを今後の全労連運動の戦略的な重要課題に位置づけました。資料35頁の下の方の「Ⅲの2」の部分ですが、格差と貧困の加速度的な拡大と地域経済の深刻な行き詰まりのもとで、アベノミクスへの対抗軸として、地域経済活性化、持続可能な地域づくりのとりくみを抜本的に強化し、飛躍をつくりだす。その中心課題の一つに、賃金底上げを位置づけ、最賃・公契約・公務賃金改善と中小企業支援の強化を一体的に推進するなど、地域における賃金の下限規制と地域経済活性化を求める創意あるとりくみを総合的に作り出していくことを提起しました。そして、経営者団体など地域の諸団体との対話・懇談運動を系統的に強化していくということで、先ほど紹介しましたリーフレッ

トなどを作成して、とりくみを開始しました。

なぜ、こういうことを提起したかということ、資料集のなかに最近の経済指標をいくつか入れています。証明されたのはトリクルダウン論の破綻だとして規定しています。安倍首相はアベノミクスの成果を散々誇ってきましたが、あれだけ円安が進んで、1ドル80円から120円ぐらいまでいったのに、輸出も国内の生産も増えていませんでした。去年の9月には、製造業の就業人口がついに1,000万人を切りました。季節調整などもありますから、10月にもう一度戻していますけれども、54年ぶりの低水準です。最盛期から言えば4割減です。このような状況になっているのはなぜか、ということです。

簡単に言えば、日本国内でモノが売れないからです。内需が大きく落ち込んでいるということです。同時に、グローバル化した大企業をいくら支援しようと、彼らはグローバル展開していて、国内循環・地域循環の経済とは、もはや別の世界で生きる存在になってるということ、それがはっきりしたんだと思います。

だとすると、グローバル大企業一辺倒のアベノミクスからは脱却すべきであり、持続可能な地域循環型の経済・社会を志向する必要があるということです。そうしなければ、地域の未来もないし、働く人々、国民の暮らしも成り立たないということを証明したのが、安倍政権の3年余の経過です。そうした問題意識から、「地域活性化大運動」という提起をしました。

なお、「地域活性化大運動」というネーミングを決める際には、「地域経済活性化」とはしませんでした。アベノミクスの矛盾がさまざまな分野で現れているもとでは、経済に限定せず、も

う少し広くしたほうが、地域を基礎に、保守層を含む広範な人々との一致点や共同をつくり、運動をすすめていく上ではいいだろうと考えたからです。

ただし、“地域活性化”という、自治体の役割であるとか、産別組織での産業政策の充実の必要性など、さまざまな課題が総合的に想起されることになります。それをいきなり、「全面的にやりましょう」ということでは大変ですから、まずは、賃金の底上げ・下限規制と中小企業支援の抜本的な強化の2つを当面の中心的な課題にしました。そして、対話・懇談運動を進めていきながら、雇用の安定や社会保障の拡充などについてもいろいろと打ち出し、持続可能な地域循環型の経済・社会をめざすことを示していくことにしました。

アベノミクスの破たんがますます鮮明に

いよいよ、それが焦眉の課題になってきていると感じています。安倍政権が何を言おうと、アベノミクスの誤りはもはや明白です。だから、安倍首相も、1億総活躍などと言い出さざるを得なくなりました。矛盾を覆い隠して、手を変え品を変え、だましの手口で選挙までなだれ込もうしているんだと思います。

今年の通常国会の施政方針演説を載せましたが、安倍首相は“挑戦”という言葉で21回も使いました。後段では、「よりよい世界への挑戦」と題して、「世界の中心で輝く日本」にすると宣言し、改憲の旗を高々と掲げました。TPPはいつの間にか「国家100年の計」に持ち上げられ、農業も、中小企業も、すべて海外に活路を見いだせとなっています。そして、中小企業版の競争力強化法の制定にも言及しました。

安倍首相が政権に返り咲いてすぐ言ったのは、「世界で一番企業が活動しやすい国」であり、産業構造の転換、産業の新陳代謝です。最近、シャープの合併劇が話題になりましたが、その際に乗り出してきて外資と競ったのは産業革新

機構です。政府は、この問題を利用して電機産業を再編しようとしたわけです。オールジャパンでグローバル競争に打ち勝とうということですから、シャープでは成功しませんでした。今後も当然ねらってくるでしょう。さらに、中小企業もグローバル競争に打ち勝つために再編しよう、農業もそうしようと考えているわけです。

すでに労働組合がある中小企業でも、ファンダが乗り込んでくるなどして、そういうスクラップ・アンド・ビルドに翻弄される事例がいくつも発生しています。ひどい話ですが、ゾンビ企業と言葉が使われたりもします。そうしたことが襲って来ようとしているのですから、それに対する私たちの対抗が必要です。地域を基礎に、それをつくりだしていくことが極めて重要になっています。

全国一律最賃制の確立を

ひとつの柱は全国一律最低賃金制の課題があります。当面する「今すぐ1000円以上」のとりくみにくわえ、全国一律最賃制を実現できるかどうか、最賃闘争の本丸だと思います。賃金で、抜本的な制度改善を実現するには、それが絶対に必要です。あわせて公契約や公務員賃金改善など、総合的な底上げの対策が求められます。

もうひとつの柱は、中小企業支援の強化です。それを実現するため団体署名をもって、中小企業や商店街を周って、地域で大いに集めようと提起しています。対話・懇談運動用の申し入れ書のモデル例も作成しています。産業や地域ごとに、これを少しアレンジして、とりくみをすすめてもらっています。出かけて行って、「地域の活性化のためにも賃金の下限規制、そして、中小企業支援の強化が必要だと考えますが、いかがでしょうか」ということで、意見をいただくようにしています。

最近、各地に行ってみなさんにお話ししているのは、「地域の活性化、地場産業の育成などの

課題は、労働組合ではよくわからない部分もあるんだから、地域の経済界の人、そうした人たちから、悩んでいることや要求をよく聞いて、それを取りあげて運動にしていくという姿勢が重要だ」ということです。

大きく広がっているとはまだ言えませんが、地域の経済界の人たちとの対話・懇談運動にとりくんだところでは話が弾み、大きな確信がうまれています。先日の会議でも、いくつもの県労連から「驚くほど一致点が広がっている」「もっと継続的にやっていく必要があると感じた」などと報告されています。

何が起きているかという、ひとつは最低賃金の引き上げとか、全国一律最賃制の必要性について急速に理解が広がってる、地域に出れば経済界の方々も同意してもらえるとということです。たとえば、岡山では経営者団体も「岡山の経済状況からいけば1,000円」と表明されたとか、東京地評の訪問でも初めて最低賃金の引き上げに同意をもらったとか、そういう報告が出されています。

もうひとつは、労働組合が中小企業支援であるとか、地域の活性化という課題で団体署名やリーフレットもつくって、諸団体を回るなどまじめに取り組んでいることに、新鮮な受け止めや共感が出され、話が弾んでいるということです。

対話・懇談で積み上げ

ただ、まだ始めたばかりの活動ですし、多くが県段階でときどき対話・懇談に取り組んでいるというレベルにとどまっています。もう一歩二歩前に行かなければならない、地域段階の日常的な取り組みにしていく必要があると感じています。

今日は、堺から坂本さんが見えていますけれども、去年は中小企業の皆さんと40数名で懇談をやられて大いに盛り上がったそうで、「今度は50対50でやろう。合コンだ」という話に

なっているそうです。こうした動きを全国に広げていきたいと考えています。そして、政策や要求での一致点を地域レベルでも、また産業レベルでももっともっと深めていき、人と人のつきあいにして、共同した行動へとつなげていきたいと考えています。とくに、地域活性化の政策化という点では、医療や介護、福祉であるとか、公共交通、農林漁業、それから建設もそうですが、単産の力も発揮してもらいながら、自らの地域で産業政策を深めていき、豊かな中身にしていくことが重要だと感じています。

そうしたなかでこそ、共同も広がっていくのだと思いますが、この間いくつかとりくんできて、あらためて、中小企業や商店街、そういう経営者のみなさんとどう一致点をつくっていくか深めていきたいと感じています。

その点で今、ひとつの重要なキーワードになっているのが、人手不足の問題だと思います。各産業で、人手不足が急速に深刻化しています。安倍政権の「1億総活躍社会」は、深刻化する少子高齢化、労働力人口の減少を逆手にとって、社会保障を解体、切り捨てると同時に、若者や女性、お年寄り、そして外国人労働者などを、低賃金の使い捨て労働に駆り立て、酷使するというものであり、1億総動員というのが本質になっています。しかし、まじめに企業の将来を考えれば、若者の定着とか、人財の確保が重要になっているのであり、中小企業の経営者の方々ともひざを交えて今後の方向性を議論できる状況がうまれています。また、雇用の安定でこそ内需も拡大し、モノが売れます。そうした一致点をひろげながら、企業内から外に、地域に出ていくことが重要だと思っていて、そうした状況をひろげていきたいと思っています。その点からいえば、今日は加盟組合の皆さん、特に地域の方が多く参加されていますが、単産からの参加が少ない点は克服する必要があると考えています。

なお、地域活性化というとりくみを考える場合に、今までやってきたことの延長というとなら

え方は正確ではないと思います。確かにこれまでも、春闘で地域総行動にとりくむとか、自治体キャラバンなどにもとりくんできました。しかし、今回の「地域活性化大運動」は、当面は賃金の底上げと中小企業支援が最重点ですが、雇用の安定や社会保障・教育の拡充を含め、持続可能な地域循環型の経済・社会への転換、そういう経済の仕組みを転換していくことに、本格的に踏み出していく大きな課題なんだと位置づけることが重要だと思います。だから、経済のグローバル化、アベノミクスの新自由主義改

革の矛盾がもっとも集中している“地域”を基礎に、暮らしをまもる課題でも共同をひろげようということに眼目を置いています。

そして、格差と貧困が加速度的に拡大するなど、アベノミクスの誤りが鮮明になり、さまざまな分野で矛盾や亀裂が顕在化しているもとで、そういう大きな共同をつくる条件や可能性が広がっていると実感しています。引き続き、とりくみを強化していきたいと思います。よろしくお願いします。



中小業者と労働組合で地域の発展を

中小企業家同友会 全国協議会政策委員長 石渡 裕



こんにちは。中小企業の政策委員長の石渡と申します。まずこのパンフレットの真ん中の頁を開いてください。右のほうの下に、中小企業憲章の前文が載っています。それを一番最初読みます。“中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主力であり、常に時代の先駆けとして、積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭ってもそれを乗り越え”というふうに書いてあります。企業の99.6%、就業者の70%が、中小企業で働いているということであるわけで、これは中小企業がよくならなくては、先ほどの話でもアベノミクスによって大手企業がどんなに業績をよくしようと、それが賃金だとか日本の経済の発展にはあまり寄与しないというのは明らかになったと思います。やっぱり中小企業が頑張っていかなないと、地域がよくなならない、日本はよくなならないという関係だろうと思います。

中小企業振興基本条例の推進を力点に

2010年にできたこの中小企業憲章が、大きな力となっているのですが、各地域で中小企業振興基本条例、名前が活性化条例とか元気条例とか、名前は若干違う自治体もありますが、そういうものをつくる運動をいま同友会ではつくり、地域をよくしていこうということを、非常に力を入れてやっております。

資料の中にありますが、同友会は毎年国にこういったいろんな提言を出しております。ここでも中小企業憲章、これは閣議決定されたわけですが、これを国会決議にしようとか、あるいは中小企業庁の省への昇格だとか、そんなことも考えて力を入れている団体であります。

それから、私自身は神奈川で、環境関係の調査業をやっている者です。現在は神奈川県振興条例は2008年にできて、2010年に横浜市でできて、横須賀市で2011年、相模原市で2013年、2015年の12月に川崎市で振興条例ができています。神奈川県には3つの政令市と、政令市以外での人口の多い横須賀市でできたので、人口の70%ぐらいのところには、基礎自治体に振興条例があるということになっています。弊社がある横浜市では、振興条例ができて、中小企業振興部という部ができました。数十人の職員です。横浜市では、市が発注するいろんな仕事があります。建設もあれば、弊社のように環境の調査もあれば、いろんな仕事が自治体から出ているわけですけど、条例ができる前とあとでは、中小企業に対する発注率をかなり上げているというようなことになります。その中の報告でも、条例のことが出てましたけれども、そういったことを具体的に進めていくなかで、地元の企業に対する発注を増やしていくとか、あるいは施策を打っていくということが地域の活性化に役立つだろうと思います。

中小企業における労使関係の見解 ～人を生かす経営～

皆さん方のところに、「人を生かす経営」というパンフレットが入ってると思うんですけども、これが同友会の中心的な文書になります。同友会の説明も兼ねますけれども、中小企業家同友会は全国の都道府県に組織がありまして、現在では4万5,000名以上の会員がいます。3つの目的というのがありまして、よい会社をつ

くろう、よい経営者になろう、よい経営環境をつくろうということを中心に、毎月1回、支部というところで例会をやります。こんなところを頑張ってこう伸ばしてきたとか、この辺はこうやったけどあまりうまく伸びていないというようなことも含めて、会員が経営体験を1時間程度報告して、そこでグループ討論を1時間ぐらいやって、自社の経営をよくしていこうというふうなことをやってる団体なんです。

このパンフレットの前書きを見ていただきたいんですけども、この前書きの真ん中あたりを読みますけれども、労使見解から学ぶべきは、第一に経営者の経営姿勢の確立です。それこそ社員との信頼関係を築く出発点になります。第2に、経営指針の成文化と、全社実践の重要性です。第3に社員を最も信頼できるパートナーと考え、高い次元での団結をめざし、ともに育ちあう関係、共育を重要視していくことです。第4に、経営を安定的に発展させるためには、外部経営環境の改善にも労使が力を合わせていこうということです。前文に非常によく書かれているので、まず前文を読まさせていただきました。

今度は労使見解のほうに入っていきます。読ませていただきますと、経営者である以上、いかに経営環境が厳しくとも、時代の変化に対応して経営を維持し、発展させる責任が経営者にはあります。経営環境というのは厳しいときもありますけれども、そのときはやっぱり経営者というのは、自社を発展させる責任があるということをやっています。

そのためにわれわれ経営者は、資金計画、利益計画など、長期的にも英知を結集して、経営計画し、経営全般について明確な指針をつくることが何よりも大切です。同時に、現在ほど激しく移り変わる情勢の変化に対応できる経営者の能力、判断力と実行力を要求される時代はありません。これは41年前にできた文書です。ただ、グローバル化と経済環境はかかなり変わってきましたけど、経営の本質、経営者が社員と

どう向き合うんだ、あるいは経営環境に対してどう対応するんだというのは、それほど大きく基本的なものは変わってないのかなというように感じています。

公正・公平な税制をめざして

それから次に、公正・公平な税制をめざしてということで、税制の問題に入っていきます。いま法人税がどんどん下がっています。これ自体は中小企業から見ても悪いことではないんですけども、実際はいまの段階でも、資本金10億円以上とか100億円以上という大企業でとると、実効税率はものすごく低いんですね。中小企業よりも低い。資本金100億円以上でいくと、中小企業の半分程度しか、所得に対して実際は法人税を払ってない。これは租税特別措置ですね。政治献金も関係あるのかもしれないですけども、大企業に有利な形の租税特別措置がたくさんできていて、たとえばトヨタさんと、研究開発減税で1,000億円以上の減税を受けています。

そういったなかで、いま政府税調では外形標準課税を中小企業にもかけようという議論ができています。外形標準課税がどういったものかという、一番ベースになるのは賃金です。それ以外に、たとえば借入金があれば、それを払っている金利だとか、あるいは事務所とか工場を借りていけば、それは賃借料ですから、そういったのを積み上げていって、それにある率をかけて税金を払わせるんです。いまでも実際の実効税率は、大企業より中小企業のほうがかなり高いんですけども、そういったものが通っていくと、企業数の99.6%、それから従業員でいくと70%以上を占める中小企業というのは、いまよりもやっぱり事業活動がしにくくなるということがあります。これは中小企業同友会、あるいは中小企業だけの問題ではなくて、労働団体とかあるいは国民なんかにも訴えて、そういったことを阻止しなければいけないというふ

うに考えてます。

赤字企業でも4割が賃上げ 社員と賃上げ計画を議論

それから、この一番後ろのところを見ていただきたいんですけども、ここで赤字企業の4割が賃上げということを書いてあります。日本の賃金というのは、1997年をピークにして下がってます。資本金10億円以上の大企業だけを見ても、2001年と2012年を比べたデータでは、10%以上、1人当たりでは大企業に勤めてる方でも、年収は下がっている。やっぱり景気がよくなる、あるいは悪くなった一番の原因というのは、賃金が下がってきたことで、消

費が上がらないということだろうと思います。

これは、今年のデータはまだでていないのですが、去年の同友会の中での春の賃上げのデータですけれども、2%以上賃上げをしたところが中小企業では60%以上なんですね。中小企業自身も、自分の経営をよくして、一人当たりの付加価値を上げて、還元できるものを社員に還元していく。そういう中小企業が増えていかないと、なかなか元気な社会もつukれないと思います。中小企業の賃上げというのは、大企業なんかと比べると非常にたいへんですけれども、やっぱり1社1社が頑張って、そういったことにも対応できる企業をつくっていくことが、地域を元気にしていくことになるかなと思います。報告を終わらせていただきます。

コーディネーター シンポジウムの意義とまとめ

行財政総合研究所 理事長 永山 利和



1. シンポジウム開催の意義

本日は休日にもかかわらず、大勢のご参加を頂き、有難うございます。

さて、日本経済の現状をどう見るのか。この点でメガトレンドを金子勝・児玉龍彦氏著『日本病』（岩波新書、2016年1月）では、金子氏が日本経済は「停滞」ではなく「衰退」だと評価している。グローバリゼーションの名で日本経済をアメリカニゼーション（アメリカ化による市場規制を世界標準と鵜呑みにする日本政府の経済政策。その典型がTPP協議）およびアベノミクス（日銀金融政策主導の異次元金融緩和策）という二本立て路線を追求してきた。この路線の主体は国民、中小企業ではなく、多国籍化企業の収益に依拠した政策であった。その結果、日本が衰退軌道に陥っていると指摘している。

時代状況が変わってもアメリカへの軍事・経済依存が日本の歩みの“与件”（無条件の前提）とみなし、その枠組みで大企業優先策を取ってきた。この政策上の前提があるから、日本経済の停滞ないし衰退は避けられない。それは日本経済社会の多数派である国民や中小企業をすっかり無視した政策だからである。

全商連が年2回実施している『経営動向調査』（中小商工業研究所編『中小商工業研究』に掲載）の作業でも、日本経済の景気動向および小規模企業の経営動向調査は、昨年下半年から世界経済、日本経済ともに不況局面にある明確な事象がある。それは生産および消費という基本的経済指標に明確な後退現象があるからである。

この現状はアベノミクス無効の表現でもあるが、ただしアベノミクスの批判で済ませられない。この点に我々の立位置があるといわなければならない。中小企業の経営発展と国民生活改善が図られる政策こそ、「停滞」・「衰退」克服の鍵がある。これを論議することに大きな意義がある。

2. 論議から見えてきた方向性

本日の論議で見えたことは、「求めよ、さらば与えられん」になぞらえ、要求・必要のつかみ方、それら実現をはかる行政の改善や運営方法が示された点である。

第一に、要求する側、応える側に二分せず、運動する側でも要求に応える政策を専門家等の協力を得て提起し、地方自治体を要求実現に巻き込み、一步一步改善する回路構築に努めなければならない。墨田区の住まいづくり、安全なまちづくり運動と組織がその道を示している。私の狭い経験、公契約条例制定運動には法制定にとどまらず、条例実現過程こそ労働条件改善、行政サービス向上も進めうる回路構築を導けると思う。

第二に、地域社会、地方自治体はそれぞれ特性、個性を持っている。だから要求実現に「一般的な解」という方法があるわけではない。地域社会やその政治力学、地域が抱える要求や改善・改革には大いに差異がある。そのことから要求実現運動やそれに係わる地域組織が形成され、実現されなければならない。要求はあるが実現回路がない問題領域も多い。

政策要求作りやその基づく運動には行政お

よび議会など地域社会組織との関係ができる。その形態は相互信頼あるいは相互不信ないし対立も生れ、逆に潜在化する場合もある。したがって、要求実現の行動様式の検討とはいっても、人々の要求実現に向けて運動の主体や地方自治体の政策や運動への対応は、多くの討議を要する当事者間の利害調整や政策実現の組織関係も絶えず変化する可能性がある。これらを調整には各当事者がそれぞれ多くの手間、エネル

ギー、根気を要する作業がある。

提出された資料、体験・経験の論議を踏まえ、地域経済社会の停滞、衰退を生むグローバル化推進の多国籍企業路線の逆風に抗し、中小企業の発展、地域住民生活の擁護・向上、雇用確保や賃金労働条件の向上、ナショナルミニマム実現、それらに向けた一步一步は総がかり運動を新たに押広げ、次世代に渡すバトンを交流と対話で磨くことが重要である。

閉会あいさつ 地道な運動で力を合わせていこう



全労連 議長 小田川 義和

全労連の小田川と申します。今日のシンポジウムの実行委員会を代表として、閉会の挨拶を申し上げます。講演いただきました岡田先生、またシンポジウムのコーディネーターをしていただいた永山先生、シンポジストの皆さん、ほんとうにありがとうございました。

今日のシンポジウムには、131名の方にご参加をいただきました。たいへんありがとうございました。

今朝高知から帰ってきました。2015年の国勢調査の結果をお聞きしました。初めて日本全体の人口がマイナスになりましたが、そのなかで東京だけが2.7%の人口増です。社会的人口移動で、東京集中が強まっているということの結果です。当然といったら怒られますが、高知は社会的人口移動が進み、前回調査から1万人以上の社会減が起きているというお話でした。

そのなかで5つの市町村が、社会的には人口増になっている。県全体としては人口減ですが、社会的人口増になっている自治体があり、内4つはこの間の市町村合併を断って、独自の選択をした市町村だとお聞きしました。独自性を発揮して、それを効果に結びつけていくというのはたいへん難しいことだと思いますが、施策の中心に住民のみなさんの暮らしを据え、将来を見据えているという点で、4つの町村には共通性があるという話でした。

今日のシンポジウムでも、さまざまな地域の特性、経済活性化に向けた具体的な取り組みを報告いただきました。会場からも報告いただきましたけれども、その後報告を自分たちの身近な問題に引きつけて、どう具体化していくのかの、引き続き議論をご一緒に進めていきたいと、

改めて思いました。

同時に、先日、2月19日に、野党5党が戦争法の廃止と集団的自衛権行使の容認閣議決定の撤回、を中心に置いた党首合意に達したことが発表されました。戦争廃止法案も出され、参議院選挙に向けて選挙協力の論議も進んでいくと思います。

その論議とかかわってもう1つ、重要な動きがあると思っています。2月26日に市民連合が開催しました集会のなかでも、政党の代表のみなさんが口々におっしゃっていました。23日から開始された幹事長・書記長会議では、選挙協力の具体的な論議と同時に、参議院選挙に向けた共通の選挙公約について、どこまですり合わせができるかも議論しようとなったということです。たいへん重要な変化だと思います。

今日のシンポジウムとのかかわりでいえば、安倍政権が進めている政策は、みなさんおっしゃいますように、大企業本位、大企業奉仕の政治であり、同時にアメリカ追従・従属の政治を極限まで進める内容です。それに対抗する形で野党共闘と政策論議が進んで行くとするれば、地域の経済の活性化、個人の尊厳を中心に置く社会の確立を改めてめざすような新しい政治の動きをつくりだしていく可能性が生まれていると感じます。

そういうなかで、今日のテーマのような課題がどう位置づけられていくのか、これからのたたかいは関わっていくと思います。地道な運動と、申し上げたように大きな流れのなかでの運動を並行的に進めていく、力を合わせていく段階にきていることを最後に申し上げて、閉会のご挨拶にしたいと思います。ありがとうございました。

2016年6月発行

■ 実行委員会 ■ 全労連、全商連、東京地評、東京土建、全労連・全国一般、JMITU、東商連

連絡先： 全労連 〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階

TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620